

第 2 次匝瑳市総合計画 前期基本計画

(案)

目 次

第 1 編 前期基本計画

第 1 章 リーディングプランの位置づけ	3
第 2 章 施策の体系	10
基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる	
（健康・福祉・医療・介護分野）	12
施策 1－1 健康づくりの推進	12
施策 1－2 高齢者支援の充実	17
施策 1－3 障害者支援の充実	23
施策 1－4 子育て支援の充実	29
施策 1－5 医療体制の充実	34
施策 1－6 地域福祉の推進	37
基本目標 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる	
（産業・経済分野）	42
施策 2－1 農林水産業の活性化	42
施策 2－2 商工業の活性化	48
施策 2－3 観光の活性化	52
施策 2－4 雇用・就労・消費者対策の充実	56
基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる	
（生活環境・都市建設分野）	59
施策 3－1 自然環境の保護と循環型社会の形成	59
施策 3－2 市街地の活性化と交通網の整備	63
施策 3－3 住環境の整備	66
施策 3－4 安心・安全な地域づくりの推進	70
基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる	
（教育・交流・移住・定住分野）	75
施策 4－1 学校教育の充実	75
施策 4－2 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成	81
施策 4－3 地域文化の振興	85
施策 4－4 男女共同参画の促進	88
施策 4－5 移住・定住及び多様な交流の促進	91
基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる	
（市民協働・行財政分野）	94
施策 5－1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進	94
施策 5－2 市民にわかりやすいまちづくりの推進	98
施策 5－3 持続可能な行財政運営の推進	101
施策 5－4 広域行政の推進	105

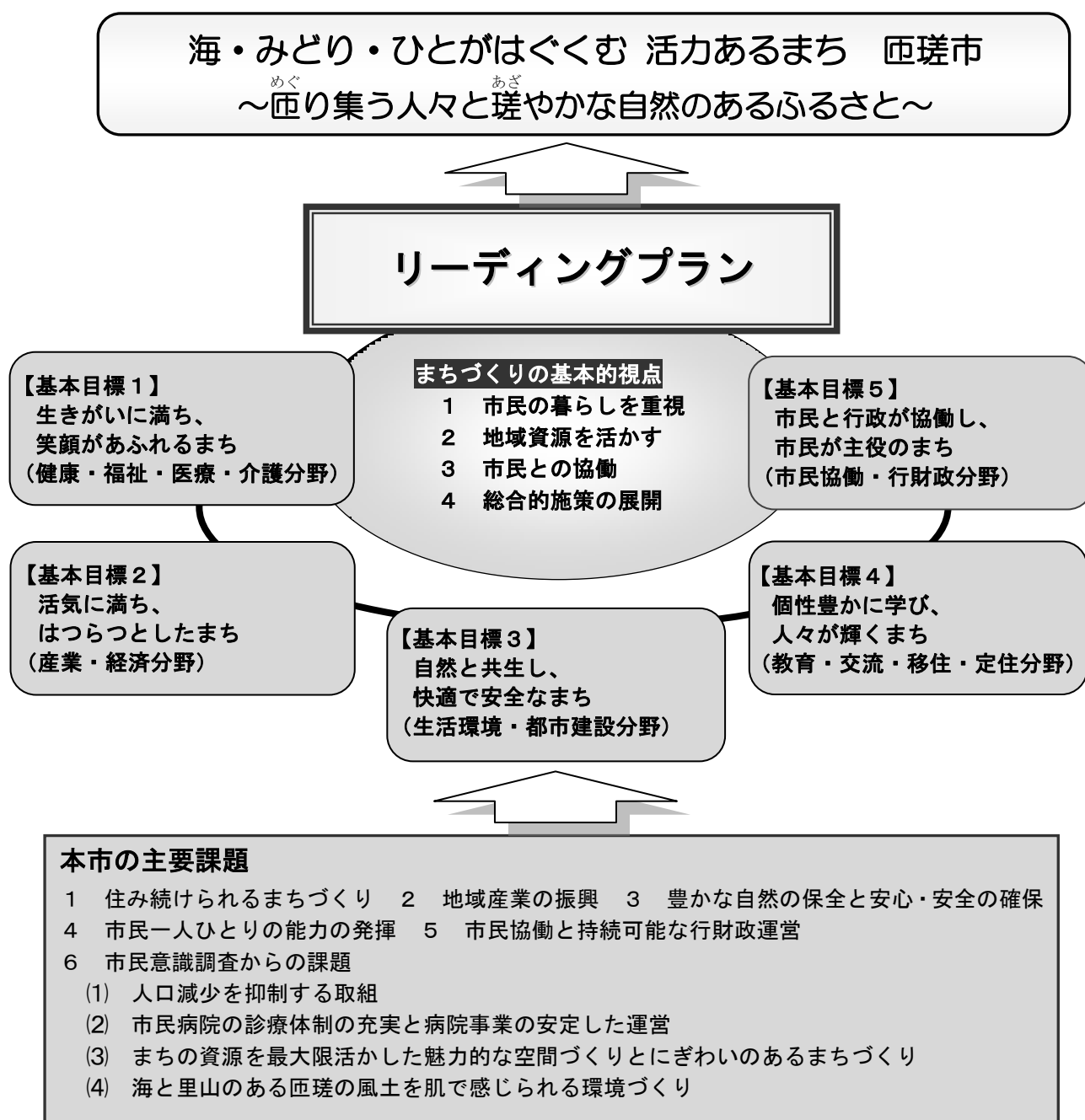
第 1 編 前期基本計画

第1章 リーディングプランの位置づけ

先例のない人口減少と少子化・超高齢化が進む現状は、本市を取り巻く環境を一段と厳しいものにしています。

このような状況に対応し、目指す将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市 ～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}瑳やかな自然のあるふるさと～」の実現に向けて、優先的に取り組むべき施策を「リーディングプラン」として設定し、「まちづくりの基本的視点」を踏まえた分野横断的な取組による効果的な施策の推進を目指します。

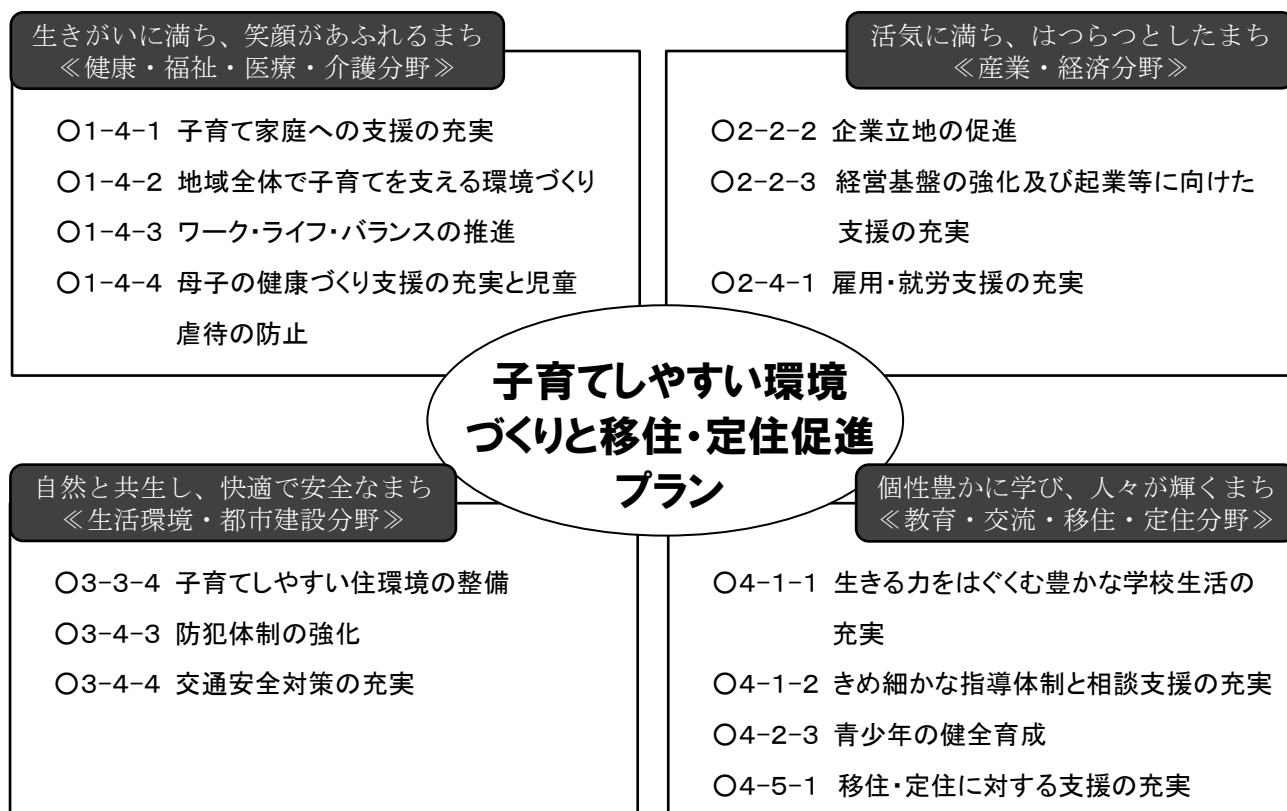
加えて、「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生に向けた取組を推進します。



プラン1 子育てしやすい環境づくりと移住・定住促進プラン

- 若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てを行えるように、出会いの機会の提供、経済的負担の軽減、相談体制の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに対応する等、切れ目のない支援を提供することにより、子どもを地域全体の宝として支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- 子ども達の望ましい学習環境を整え、情報化・グローバル化に対応した教育、特色ある学校づくり等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導及び支援を図ります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、安心・安全な環境づくりを進めます。
- ハローワーク等の関係機関と連携し、地域の魅力ある企業を市民やU I J ターンを考えている人に幅広く周知し、地域への就労を促進します。また、雇用の場の確保を図るため、企業誘致条例等を活用するとともに、空き店舗を活用した起業家の支援に取り組みます。
- 豊かな自然と住み良い生活環境が広がる本市の良さを知ってもらい、魅力を感じてもらえるよう、シティプロモーション活動を推進するとともに、空き家バンクや転入者奨励金の充実を図る等、幅広い年代の移住を促進します。

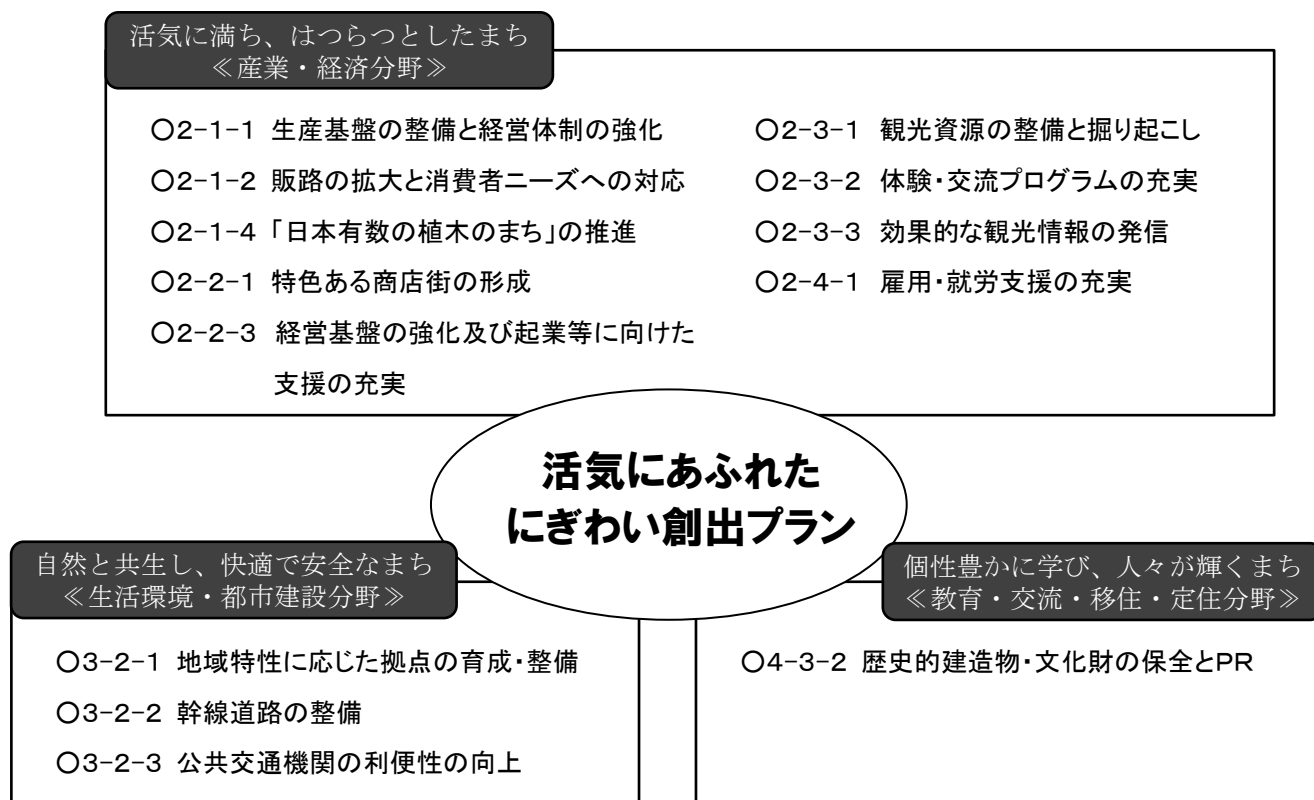
重点施策



プラン2 活気にあふれたにぎわい創出プラン

- 人口減少が進む中、まちの活気を維持するために「ひと」の交流と、「しごと」の機会の拡充を図ります。
- 本市の基幹産業である農業を軸として、地産地消の促進や6次産業化、多様な地元製品のブランド化を進め、異業種間連携による産業の振興を図ります。
- サーフィンやバーベキュー、キャンプといった海辺のレジャーや新鮮な魚介を楽しむことができる九十九里浜をはじめ、深い森に包まれ、歴史の重みを感じる飯高檀林跡や各種文化財のほか、各地域に存在する観光資源を活かしたまちづくりを推進します。また、それらの観光資源を散歩コースに組み込み、“散歩のまちづくり”の充実を図ります。さらに、「そうさ観光物産センター^{めぐ}匝りの里」等を活用し、本市の認知度を高めるとともに、魅力ある観光情報をわかりやすく発信します。
- 市内外から気軽に訪れることができるよう、銚子連絡道路を核とした道路網の整備を推進し、市内全域のネットワーク化を進めるほか、公共交通機関の利便性の向上を図り、活気にあふれたにぎわいあるまちづくりを推進します。

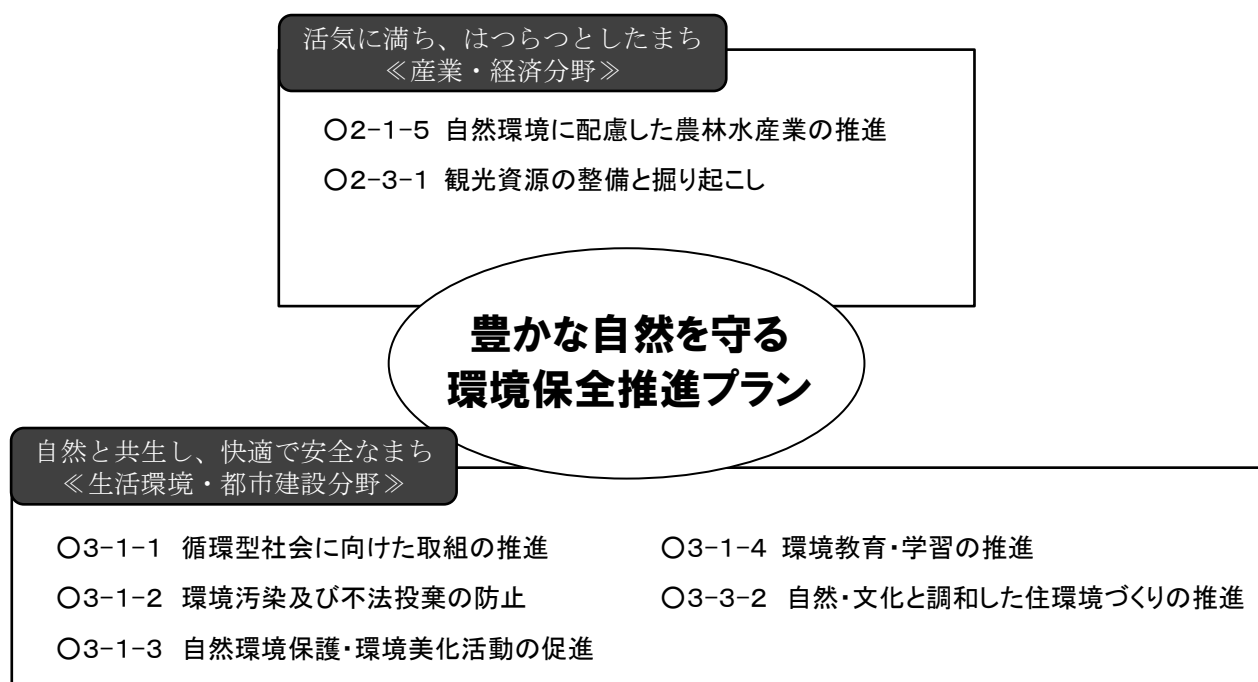
重点施策



プラン3 豊かな自然を守る環境保全推進プラン

- 市民の生活と密接に関係しながら形成されてきた水田や畑、里山の自然を守るため、環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図ります。
- 侵食が進む九十九里海岸の環境保全のため、国・県等の関係機関への働きかけを行います。
- 生活と歴史に密着したみどりの保全は、自然環境の保全としての観点はもちろん、市の良好な風景を構成する要素として、また、うるおいのある快適環境の観点からも重要です。市の特徴的な風景を活用した地域性あふれる景観づくりを行い、市民が親しみを持てるまちづくりを推進します。また、環境美化の観点からごみのポイ捨てや不法投棄がないようマナー・モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりを推進します。
- 歴史ある環境資源を次世代へ残していくため、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、再生可能エネルギーの普及等による自然や環境への負荷の少ない、質の高い循環型社会を構築していきます。

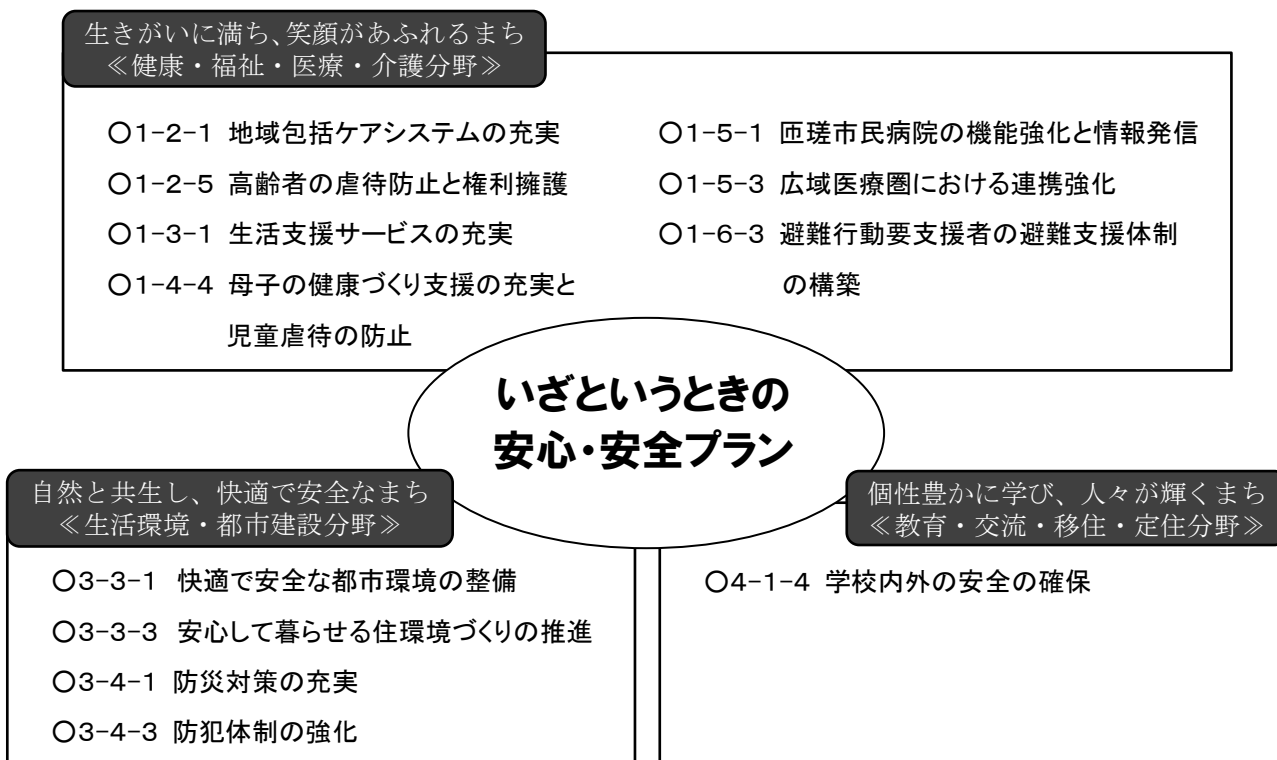
重点施策



プラン4 いざというときの安心・安全プラン

- 災害時における市民の迅速かつ安全な避難を促すため、ハザードマップ等を活用した避難に関する情報の周知徹底と防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時に市民と行政との連携による、地域防災力の強化を図ります。
- 高齢者や障害者、子どもを地域ぐるみで守るために、関係機関との連携により、災害時の援護体制や、虐待等の早期発見のための体制強化を図ります。
- 高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防の支援等、地域包括支援センターの総合相談業務の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 市民病院の医療従事者の確保及び診療機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と連携強化を図る等、安心できる医療体制の充実に努めます。
- 通学路等への防犯灯の設置を推進し、日常生活圏における安全性の向上を図ります。また、通過交通の適正誘導や狭あい道路の解消、道路施設の適正な維持管理、さらには低・未利用地の適正管理を通して、交通事故や犯罪の未然防止に努めます。

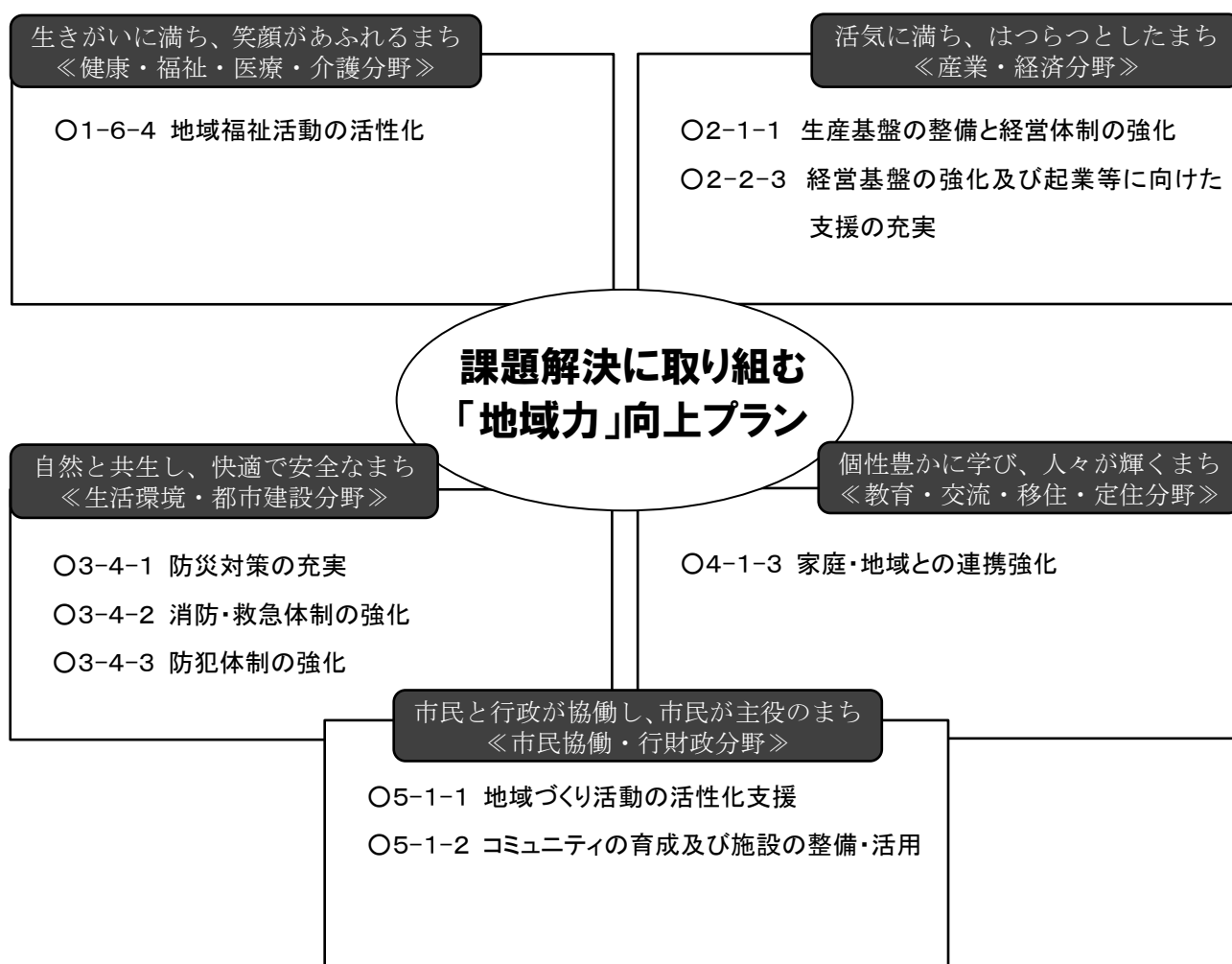
重点施策



プラン5 課題解決に取り組む「地域力」向上プラン

- 地域コミュニティの担い手として、町内会・自治会等、伝統的なコミュニティのほか、ボランティア・市民活動団体やNPO法人等の自主的な活動の活性化を図り、地域が一丸となって地域課題に取り組むネットワークの形成を推進します。
- 農林水産業、商工業、観光業の連携強化を図り、地域の持つ魅力と発展の可能性を見出し、新しい商品の開発等、産業振興へとつなげていく体制づくりを推進します。
- 自主防災活動を支える人材の育成や、自主防災組織と地域の様々な団体との連携を促進することにより地域防災力の強化を図ります。また、消防団及び消防組合の活動支援の充実に努め、地域の消防・救急体制の強化を図ります。さらに、関係機関と連携し、地域全体での防犯活動を促進します。
- 地域に開かれた学校を推進し、地域の人材や意見を学校教育の場に活用するとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭・地域との連携体制の強化に努めます。

重点施策



プラン6 市民協働と持続可能な行財政運営プラン

- 地域で活動する様々な組織との連携を図り、市民、地域活動団体及び企業等の多様な主体が積極的にまちづくり活動に参加する市民協働のまちづくりを推進します。
- 市政に関する情報をわかりやすく提供し、市民との情報の共有化を図るとともに、市民誰もが市政に参加し、意見交換ができる場を充実させ、透明性の高い市政運営を図ります。
- 第4次行政改革大綱に基づき、財政基盤強化のための自主財源等の確保に努めるとともに、効率的かつ柔軟な行財政運営体制の強化、事務事業の見直しによる事業の重点化・効率化、職員の資質向上等を図ることにより、持続可能な行財政運営を推進します。
- 日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴う様々な行政需要や課題に対し、近隣自治体との連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ります。

重点施策

市民協働と持続可能な 行財政運営プラン

市民と行政が協働し、市民が主役のまち
《市民協働・行財政分野》

- 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進
- 5-2-1 市民に役立つ情報提供の推進
- 5-3-1 歳入確保対策の推進
- 5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減
- 5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化
- 5-3-4 職員の資質向上の推進
- 5-4-1 近隣自治体との連携強化

第2章 施策の体系

基本目標1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

(健康・福祉・医療・介護分野)

施策 1-1 健康づくりの推進	1-1-1 健康意識の啓発と健康づくり活動の促進 1-1-2 相談支援体制の充実 1-1-3 予防医療の推進 1-1-4 「食育」の推進
施策 1-2 高齢者支援の充実	1-2-1 地域包括ケアシステムの充実 1-2-2 認知症対策の推進 1-2-3 介護保険サービスの充実 1-2-4 介護予防の推進 1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護 1-2-6 活躍の場と生きがいの創出
施策 1-3 障害者支援の充実	1-3-1 生活支援サービスの充実 1-3-2 広報・啓発の充実 1-3-3 保健・医療との連携 1-3-4 療育・教育体制の充実 1-3-5 就労支援・社会参加の促進
施策 1-4 子育て支援の充実	1-4-1 子育て家庭への支援の充実 1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり 1-4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進 1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止
施策 1-5 医療体制の充実	1-5-1 匠瑳市民病院の機能強化と情報発信 1-5-2 身近な医療体制の充実 1-5-3 広域医療圏における連携強化
施策 1-6 地域福祉の推進	1-6-1 福祉意識の醸成 1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有 1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築 1-6-4 地域福祉活動の活性化 1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

基本目標2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

(産業・経済分野)

施策 2-1 農林水産業の活性化	2-1-1 生産基盤の整備と経営体制の強化 2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応 2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進 2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進 2-1-5 自然環境に配慮した農林水産業の推進
施策 2-2 商工業の活性化	2-2-1 特色ある商店街の形成 2-2-2 企業立地の促進 2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実
施策 2-3 観光の活性化	2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし 2-3-2 体験・交流プログラムの充実 2-3-3 効果的な観光情報の発信
施策 2-4 雇用・就労・消費者対策の充実	2-4-1 雇用・就労支援の充実 2-4-2 安心・安全な消費生活支援

基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

(生活環境・都市建設分野)

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成	3-1-1 循環型社会に向けた取組の推進 3-1-2 環境汚染及び不法投棄の防止 3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進 3-1-4 環境教育・学習の推進
施策 3-2 市街地の活性化と交通網の整備	3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備 3-2-2 幹線道路の整備 3-2-3 公共交通機関の利便性の向上
施策 3-3 住環境の整備	3-3-1 快適で安全な都市環境の整備 3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進 3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進 3-3-4 子育てしやすい住環境の整備
施策 3-4 安心・安全な地域づくりの推進	3-4-1 防災対策の充実 3-4-2 消防・救急体制の強化 3-4-3 防犯体制の強化 3-4-4 交通安全対策の充実

基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

(教育・交流・移住・定住分野)

施策 4-1 学校教育の充実	4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実 4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実 4-1-3 家庭・地域との連携強化 4-1-4 学校内外の安全の確保
施策 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進と 青少年の健全育成	4-2-1 生涯学習の推進 4-2-2 生涯スポーツの振興 4-2-3 青少年の健全育成
施策 4-3 地域文化の振興	4-3-1 芸術文化にふれあう機会の充実 4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR 4-3-3 伝統文化の継承促進
施策 4-4 男女共同参画の促進	4-4-1 男女共同参画意識の醸成と推進体制の充実 4-4-2 誰もが能力を発揮できる地域社会づくりの推進
施策 4-5 移住・定住及び多様な交流の促進	4-5-1 移住・定住に対する支援の充実 4-5-2 多様な交流の促進

基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

(市民協働・行財政分野)

施策 5-1 コミュニティの育成と 市民との協働によるまちづくりの推進	5-1-1 地域づくり活動の活性化支援 5-1-2 コミュニティの育成及び施設の整備・活用 5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進
施策 5-2 市民にわかりやすいまちづくりの推進	5-2-1 市民に役立つ情報提供の推進 5-2-2 議会の活性化
施策 5-3 持続可能な行財政運営の推進	5-3-1 歳入確保対策の推進 5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減 5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化 5-3-4 職員の資質向上の推進 5-3-5 電子自治体の推進
施策 5-4 広域行政の推進	5-4-1 近隣自治体との連携強化 5-4-2 国・県との連携強化

基本目標 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる (健康・福祉・医療・介護分野)

施策 1－1 健康づくりの推進

施策の大綱

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する意識の向上と正しい知識の普及を推進します。

また、生涯にわたって健康づくり活動が自主的に行われるよう、活動の支援体制の充実を図り、すべての市民が自分に合った取組を実践し、心身ともに充実した暮らしを営むことができる環境づくりを進めます。

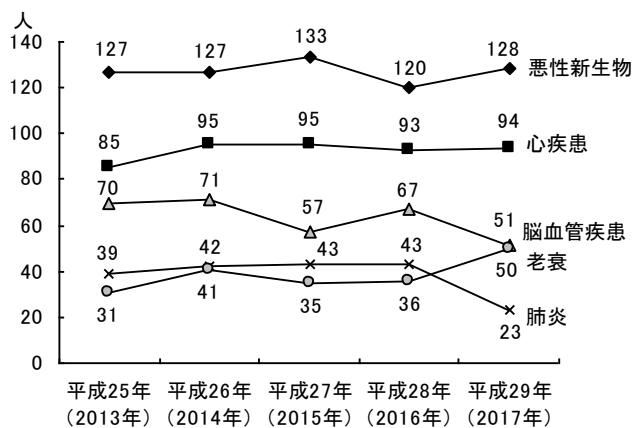
施策推進の背景と課題

悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾患が死因の多くを占めています。このため、生活習慣病の予防と改善を中心とした健康増進、発症予防等、個人の健康づくりの支援に努めています。

市民意識調査では、「健康である」と感じている市民は8割を超えていますが、市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけていくことが必要です。

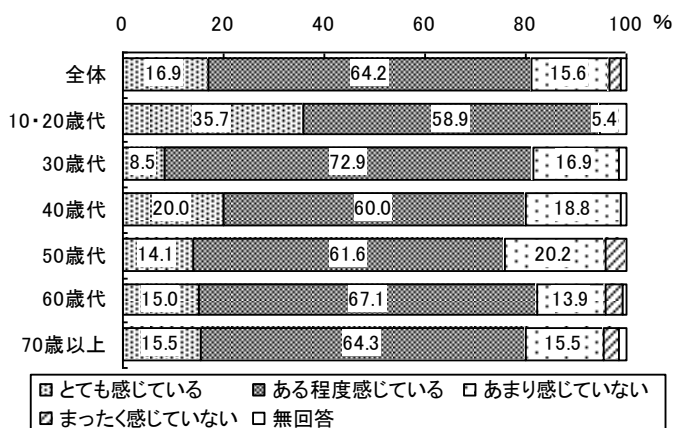
また、できるだけ長く心身ともに健康で暮らすことができるよう、若年期からの正しい生活習慣の習得と社会的ストレスの軽減に取り組んでいくことが必要です。

図表-16 主な死因別死亡数の推移



※各年 12 月 31 日現在

図表-17 健康的な生活を送れていると感じている市民の割合



施策の展開

1-1-1 健康意識の啓発と健康づくり活動の促進

取組方針

健康に関する正しい知識の普及と健康に対する意識啓発を図ることで、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくり活動に取り組めるよう支援を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
健康教育・健康教室の充実	市民が健康に対する正しい知識を習得できるよう、ライフステージに応じた健康教育・健康教室の充実に努めます。特に健康教育の講座を市民に周知し、様々な団体に出向いて実施することにより、知識の普及と健康づくりの取組を支援します。	健康管理課
健康づくり啓発事業の充実	健康意識の醸成を図るため、医療機関や関係団体等と連携しながら、健康づくりに関する啓発事業の充実に努めます。	健康管理課
心の健康づくりの推進	心の病気に関する情報や自殺予防に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知や専門機関につなげる体制を整備します。	福祉課 健康管理課
地区組織の育成	地域の健康づくり活動を担う団体やボランティア等に対し、研修機会の充実に努めるとともに、団体やボランティア等、相互のネットワークの強化を図り、健康づくり意識の啓発に努めます。	健康管理課 高齢者支援課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
健康教育・教室参加人数	5,193 人／年 ※平成 30 年度末	5,200 人／年
団体やボランティア等への研修会開催回数	14 回／年 ※平成 30 年度末	18 回／年
健康的な生活を送れていると感じている市民の割合	81.1% ※平成 30 年 7 月	

施策の展開

1-1-2 相談支援体制の充実

取組方針

専門的な相談支援に応じることができる体制の強化を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
職員の専門知識の向上	健康相談、訪問指導、各種健康診査等において質の高い相談支援を行うため、職能別の研修等による職員の専門知識の向上に努めます。	健康管理課
個別支援体制の充実	専門的人材を確保し、個別支援・相談に応じることのできる体制の強化に努めます。	健康管理課 総務課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
健康相談利用人数（成人・母子）	成人 848 人／年 母子 1,686 人／年 ※平成30年度末	成人 1,000 人／年 母子 1,800 人／年

施策の展開

1-1-3 予防医療の推進

取組方針

健康診査・各種検診や保健指導の充実を図り、生活習慣病や感染症等の疾病の早期発見・早期治療の促進と疾病の予防に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
受診しやすい健康診査・検診の実施	疾病の早期発見・早期治療を推進するため、より効果的で、市民のニーズに応じた受診しやすい各種健康診査・検診の実施に努めます。	健康管理課 市民課
受診勧奨の推進	特定健診、がん検診の受診率向上のため、節目健診及び未受診者への個別通知、受診勧奨チラシの配布等を実施します。	健康管理課 市民課
きめ細かな事後指導の推進	通知等により利用者増加を図りながら、自己管理の必要性に対する認識の向上を図り、個別性を重視したきめ細かな事後指導を推進します。	健康管理課
効果の高い保健指導の実施	国保データベースシステムによる、医療費・疾病構造等の分析を行い、状態に応じた効果の高い保健指導を実施します。	健康管理課 市民課
生活習慣の改善に向けた取組の推進	生活習慣病の予防を図るため、食習慣、運動習慣等の改善に向けた取組が実践できるような教室を開催するとともに、対象者の参加促進を図ります。	健康管理課

取組	取組の概要	主管課
感染症予防の推進	感染症を予防するため、予防接種の促進を図るとともに、各種感染症に関する情報提供の充実に努めます。	健康管理課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
メタボリックシンドローム出現率	19.3% ※平成30年度末	14.0%
がん検診受診率	12.6～46.8% ※平成30年度末	50.0%
特定健康診査受診率	39.8% ※平成30年度末	60.0%
麻疹・風疹（MR）のワクチン接種率	96.3% ※平成30年度末	95.0%以上の維持

施策の展開

1-1-4 「食育」の推進

取 組 方 針

食の大切さを理解し、正しい食習慣の実践へ向けた継続的な啓発や情報提供、各種体験教室等を実施します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
家庭における食育の推進	食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性等についての啓発に努め、家庭における食育の推進を図ります。	学校教育課 健康管理課 産業振興課
正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進	市民一人ひとりが健全な食生活を実践するため、食生活指針に基づいた食事バランスガイド等により、食生活の乱れを防ぎ、正しく食べることができるよう支援します。	健康管理課 産業振興課
健康管理のための「食」の推進	「食」と「健康」が密接な関係にあることを周知するとともに、生活習慣病等を予防するため、「食」から始める健康が実践できるよう取り組みます。	健康管理課 産業振興課
食品の安全性や栄養に関する情報の提供	様々な媒体を通じて、食品の安全性や栄養に関する情報提供を行います。また、即時性の高い情報についても対応できるよう環境を整備します。	健康管理課 産業振興課 学校教育課

取組	取組の概要	主管課
食育推進のための人材の活用と育成	様々な機会において、食育の推進が計画的かつ効果的に図られるようにするため、保健推進員や食育ボランティア等、食育にかかわる人材の育成を支援します。	健康管理課 産業振興課
体験を通じた食育の推進	食に関する体験教室等を推進するとともに、家庭教育学級による親子料理教室を通じて、食育に対する意識の醸成に努めます。	産業振興課 生涯学習課 健康管理課
飲食店等の事業者との連携による食育の促進	商工会や飲食店組合等と連携し、飲食店やスーパー等の事業者による地産地消や食と健康知識の普及等の取組を促進します。	産業振興課 健康管理課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合	42.3% ※平成28年7月	50.0%
自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合	30.5% ※平成28年7月	

施策 1－2 高齢者支援の充実

施策の大綱

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築や介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の軽減・悪化防止を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

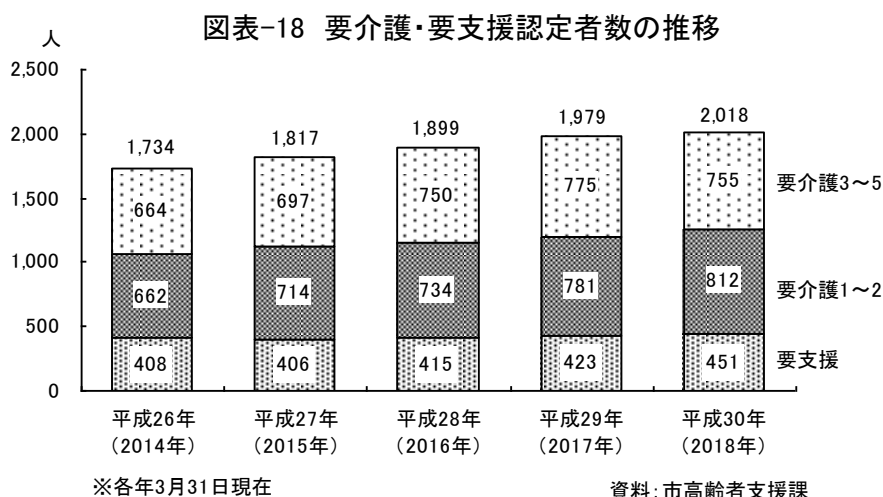
また、高齢者が自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた技術、経験を活かすことのできる場の充実を図ります。

施策推進の背景と課題

要介護・要支援認定者数が年々増加していく中、高齢者の自立した暮らしを維持するためには、要介護状態への移行や重度化を防ぐための介護予防の取組が重要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の整備等を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

一方で、「元気に歳を重ねていく」ための支援を充実させていくことが重要であり、高齢者が持つ豊富な知識や培われてきた技能を発揮することのできるまちづくりを進めていく必要があります。



施策の展開

1-2-1 地域包括ケアシステムの充実

取組方針

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
総合相談の周知・啓発	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて実施している高齢者や介護家族に対する総合的な相談の周知・啓発に努めます。	高齢者支援課
関係機関との連携強化	地域包括ケアシステムの構築へ向け、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に提供できるよう、関係機関との連携強化を図ります。	高齢者支援課
一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実	急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、地域交流による見守り活動と緊急通報装置の利用を推進するとともに、定期的に高齢者と関わりを持つ民間事業者と連携して、高齢者の見守りネットワークの充実を図ります。	高齢者支援課
家族介護者に対する支援の充実	高齢者を介護している家族に対し、正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図ります。	高齢者支援課

数値目標

指標	現状	目標 (令和5年度)
地域包括支援センターにおける相談件数	1,559件／年 ※平成30年度末	1,700件／年
緊急通報装置貸与件数	105件 ※平成30年度末	132件

施策の展開

1-2-2 認知症対策の推進

取組方針

認知症になっても地域で安心して暮らしていけるように、正しい知識の普及啓発を図る等、認知症の人を地域全体で支えることができる体制を整えていきます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
認知症地域支援体制の構築	認知症の人に対応したサービスの充実や認知症地域支援推進員等の専門性の高い人材の確保と併せ、認知症に対する正しい知識や対処方法の習得支援等、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢者支援課
関係機関等の連携の推進	認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、地域包括支援センター、介護サービス従業者、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームによる認知症の人やその家族に対する認知症初期段階の包括的かつ集中的な支援を行っていきます。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、チームの活動状況及び認知症施策の検討を行っていきます。	高齢者支援課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
認知症サポーター登録者数	3,834人 ※平成30年度末	5,300人
認知症地域支援推進員配置人数	5人 ※平成30年度末	7人

施策の展開

1-2-3 介護保険サービスの充実

取組方針

利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保及び質の向上を図り、安心してサービスが利用できる体制と仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
介護支援専門員へのサポートの充実	介護支援専門員の資質を高めるための取組の充実を図るとともに、相談・指導及び困難事例に対する助言等を行います。また、事例検討会や介護保険事業者連絡会における研修会を開催し、情報交換や技術・知識の習得の場を設定する等の支援を行い、地域の実情に合ったケアマネジメントができる環境の構築を図ります。	高齢者支援課

取組	取組の概要	主管課
サービス提供基盤の充実	需要の高まりに応じた介護保険サービス基盤の強化に努めるとともに、サービスの質を高めるための支援の充実を図ります。	高齢者支援課
介護人材の確保	介護支援専門員や介護福祉士等の介護に関する専門的人材の養成及び資質の向上に努めます。	高齢者支援課
介護保険サービスの利用促進	社会福祉法人に対し利用者負担軽減制度事業の実施を促進し、低所得者で生計が困難な人の介護保険サービスの利用を促進します。	高齢者支援課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
介護職員初任者研修受講費用助成金交付者数	1 人 ※平成 30 年度末	41 人

施策の展開

1-2-4 介護予防の推進

取 組 方 針

地域の実情に応じて、市民等を含めた多様な主体と連携しながら、介護予防の取組を推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
介護予防・生活支援サービス事業の充実	既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体による高齢者の生きがい対策や介護予防を支援し、高齢者の互助・自立を促します。	高齢者支援課
一般介護予防事業の充実	介護予防のため「いきいき百歳体操」の普及を図る等、市民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	高齢者支援課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
多様な主体による介護予防・生活支援サービスの実施	未実施 ※平成 30 年度末	実施
いきいき百歳体操の参加者数	340 人 ※平成 30 年度末	1,000 人

施策の展開

1-2-5 高齢者の虐待防止と権利擁護

取組方針

高齢者虐待の理解促進と関係機関との連携強化により、虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。また、成年後見制度に関する相談・情報提供の充実を図り、利用促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
高齢者虐待防止のための意識啓発とネットワークづくり	高齢者虐待に対する正しい知識の普及や理解を深める取組を推進するとともに関係機関とのネットワークを構築し、虐待の防止及び早期発見・対応につなげます。	高齢者支援課
成年後見制度の周知と利用促進	権利擁護に関する相談窓口の充実にも努めるとともに、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。	高齢者支援課 福祉課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
高齢者虐待防止ネットワークの構築	未構築 ※平成30年度末	構築
成年後見制度相談件数	27件／年 ※平成30年度末	35件／年

施策の展開

1-2-6 活躍の場と生きがいの創出

取組方針

これまで培われた経験や知識を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、多くの人との交流機会や就業機会の確保等、社会参加への支援を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
シルバー人材センターの運営支援	登録者数の増加や新たな需要開拓等、シルバー人材センターの運営支援を行い、長年培ってきた経験や知識、技術を活かす就業機会の確保に努めます。	産業振興課
シニアクラブ活動の支援	シニアクラブへの活動の場の提供や活動費の助成、活動の幅を広げるための情報提供を行うとともに、新規加入の支援を図ります。	高齢者支援課

取組	取組の概要	主管課
興味や意欲に応じた学習の場の充実	高齢者が興味や意欲に応じて学習することができる機会の充実を図るとともに、市が開催する講座等への参加促進を図ります。	生涯学習課
高齢者の知識や能力を発揮する場の充実	これまでの経験や生涯学習等で得た知識や技術を地域活動に還元する取組の充実に努めます。	高齢者支援課 生涯学習課
高齢者の集いの場づくりの支援	地域と連携・協力しながら「いきいき百歳体操」等を通して、高齢者が気軽に集うことができる集いの場づくりを支援するとともに、地域での自主的な交流活動を支援します。	高齢者支援課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
シルバー人材センター受注件数	2,558 件／年 ※平成 30 年度末	2,600 件／年
寿大学講座（公民館・生涯学習センター）参加者数	1,559 人／年 ※平成 30 年度末	1,700 人／年

施策 1－3 障害者支援の充実

施策の大綱

障害のある人が家庭や地域で自立した生活を送るために、専門的人材の確保・育成を図りながら、障害者（児）への福祉サービス提供基盤の充実と就労の拡大を図ります。

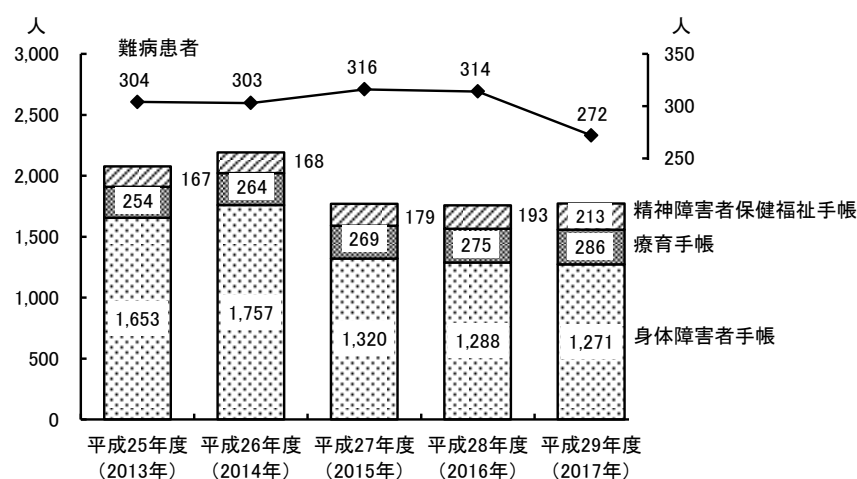
また、障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発や、様々な人との交流機会づくり等により障害のある人の社会参加を促進します。

施策推進の背景と課題

障害者自身や家族の高齢化が進み、発達障害等への対応の充実等、障害福祉へのニーズはますます多様化しているため、障害者施策のさらなる充実を図ることが求められています。

自立した日常生活や社会生活が営めるよう支援を行うとともに、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

図表-19 障害者手帳所持者数等の推移



注：平成27年度から身体障害者手帳の算出方法が変更。

資料：市福祉課

施策の展開

1-3-1 生活支援サービスの充実

取組方針

サービス実施事業者や相談支援事業者の充実を図り、一人ひとりの状況やニーズに応じた多面的なサービスを受けることができる体制を強化することで、生活の質の向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
サービス提供事業者の確保と質の向上	障害の特性に応じたきめ細かなサービス提供を図るため、サービス提供事業者との連携を強化し、限られた社会資源の中で必要なサービスの確保及び質の向上に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の周知	移動支援事業や日中一時支援事業等、地域生活を支える地域生活支援事業のさらなる周知と利用促進を図ります。	福祉課
地域活動支援センターの充実	いきいきと過ごすことのできる活動の場として、地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。	福祉課
生活の場の確保	入所施設及びグループホームの充実を図り、安心して暮らすことのできる生活の場の確保を図ります。	福祉課
相談支援体制の充実と周知	相談窓口や相談支援事業者の充実と周知を図るとともに、各種団体で構成している障害者自立支援協議会の活動の充実を図ります。	福祉課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
地域活動支援センター事業所数・利用者数	3 か所・45 人／年 ※平成30年度末	3 か所・49 人／年
施設から地域へ生活の場を移行する人数	1 人 ※平成30年度末	6 人

施策の展開

1-3-2 広報・啓発の充実

取組方針

すべての市民がお互いに尊重し、障害に対する理解を深めていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場や機会を通じた啓発活動を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
福祉意識の高揚と正しい知識の普及	広報紙やパンフレット、ホームページ等のほか、積極的にイベント等に参加し、福祉意識の高揚や障害に対する正しい知識の普及を図ります。	福祉課
交流機会の充実	「障害者週間」をはじめ、様々な機会において障害のある人もない人も一緒に参加できるイベントの開催を支援し、障害者自立支援協議会の活動のPRに努めます。	福祉課
福祉教育の推進	学校教育において、ボランティア体験をはじめ障害に対する理解を深める取組を推進します。	福祉課 学校教育課

数値目標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
啓発記事掲載回数	2回／年 ※平成30年度末	3回／年

施策の展開

1-3-3 保健・医療との連携

取組方針

関係機関と連携し、疾病等の早期発見に努めるとともに、ライフステージや心身の状況に応じた医療やリハビリテーションの的確な提供に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
疾病等の早期発見の促進	関係機関と連携をしながら、疾病の早期発見に向けた取組を推進します。また、発達支援については、個別相談の充実と匝瑳市マザーズホーム等との連携を促進します。	健康管理課 福祉課
各種医療制度等の周知	誰もが適切な医療が受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実及び周知の徹底を図ります。	健康管理課 市民病院 福祉課
リハビリテーションの充実	障害者の健康の維持・回復に向け、ライフステージや心身の状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。	福祉課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
自立訓練（機能訓練）利用者数	2 人 ※平成 30 年度末	5 人

施策の展開

1-3-4 療育・教育体制の充実

取 組 方 針

障害のある人に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。また、障害の発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育・教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
療育施設の充実	障害児の健全な成長を促進するための施設・体制の充実に努め、保護者等に対する助言・指導等、家庭への支援の充実に努めます。	福祉課
障害児保育の充実	障害児を受け入れる保育所を支援し、健常児との集団保育を通じて、障害児の健全な成長と健常児の障害に対する理解促進を図ります。	福祉課
特別支援教育の充実	通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援（インクルーシブ教育）を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。	学校教育課
相談支援の推進	出生からの成育等を記録したライフサポートファイルを活用し、障害の早期発見・早期療育から学校教育、進路指導に至るまでの一貫した相談支援を推進するとともに、関係機関との情報交換を進めます。	福祉課 学校教育課
家庭への相談支援の充実	関係機関と連携しながら、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、家庭への支援の充実に努めます。	福祉課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
匝瑳市マザーズホーム利用者（契約人数）	45 人／年 ※平成 30 年度末	60 人／年

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
障害児保育実施か所数（助成か所数）	12 か所（0 か所） ※平成30年度末	12 か所（8 か所）
ライフサポートファイル配布件数	133 件 ※平成30年度末	200 件

施策の展開

1-3-5 就労支援・社会参加の促進

取 組 方 針

それぞれの障害の状況や能力、意欲に応じ、雇用・就労に向けた支援と経済的な支援の充実を図るとともに、幅広い地域社会活動への参加を促す環境整備を推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
雇用機会の拡大と定着支援	関係機関との連携・協力のもと、各種制度の活用を促進しながら、雇用機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けた指導を行います。	福祉課
福祉的就労の場の充実	一般雇用が困難な障害者の就労の場を確保するため障害福祉サービスによる就労支援の充実を図るとともに、就労支援事業所や地域活動支援センターの充実を図ります。また、一般就労へ向けた支援の提供や工賃の向上等、さらなる利用者ニーズを充足できる体制づくりを目指します。	福祉課
障害者が気軽に参加できる活動の支援	各種文化活動等、障害のある人もない人も共に活動できる地域活動の構築を図ります。	福祉課 生涯学習課
障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会やレクリエーション活動等への参加を支援します。	福祉課 生涯学習課
移動支援及び意思疎通支援の充実	障害者の社会参加を促進するため、移動支援及び意思疎通支援の充実を図り、事業の周知を徹底します。	福祉課
割引制度・各種手当等の周知	公共交通機関や各種施設等が行う割引制度や各種手当の周知を徹底します。	福祉課
生活環境の整備	公共施設や公共交通機関をはじめ、様々な場においてバリアフリー化を推進します。	関係各課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
移動支援事業利用者数	30 人／年 ※平成30年度末	35 人／年

指 標	現状	目標 (令和 5 年度)
意思疎通支援事業利用者数	5 人／年 ※平成 30 年度末	9 人／年
福祉的就労から一般就労に移行する人数	5 人 ※平成 30 年度末	10 人

施策 1－4 子育て支援の充実

施策の大綱

子育て世代の経済的負担軽減を図り、すべての親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。地域全体に子育てに関する相互支援の輪を広げ、共に助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の充実を図ります。

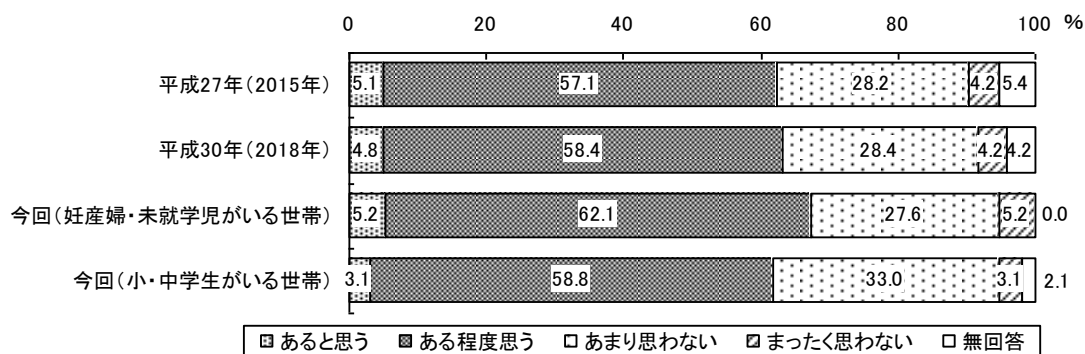
また、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図る等、地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するとともに、ひとり親家庭への支援等の実施を図ります。さらに、子育て世代が仕事と家庭の両立を図れるよう環境づくりを推進します。

施策推進の背景と課題

共働き家庭の増加、女性就労者の就労形態の変化に伴い、多様な保育ニーズが高まっています。また、出産・子育てに係る経済支援の充実や、放課後児童クラブ等の充実を図る等の子どもの居場所の確保を求める声が挙がっています。

市民意識調査の結果をみると、平成 27 年（2015 年）の調査結果と比べて子育てしやすい環境であると感じる人の割合はやや増加し、妊産婦や未就学児がいる世帯では、全体に比べてその割合が高くなっています。若者に定住してもらうためにも、引き続き子育て不安の解消や孤立を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

図表-20 子育てしていく上で暮らしやすい地域だと思う市民の割合



資料：平成27年（2015年）、平成30年（2018年）市民意識調査

施策の展開

1-4-1 子育て家庭への支援の充実

取組方針

子育て家庭を支援するサービスの充実と情報提供及び相談支援体制の強化を図るとともに、子育てに対する不安の解消と経済的負担の軽減に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
子育て支援サービスの充実	子育ての相談や親子でのふれあいによる支援環境の充実のために、つどいの広場や子育て世代包括支援センター等の内容の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
保育所等における子育て支援の充実	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
子育てサークルの活動支援	子育てサークル等の自主的な活動に対し、情報提供や助言、活動の場の提供等の支援を行い、子育ての悩みや負担の軽減に努めます。	福祉課
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を保護者にわかりやすい内容で提供するとともに、本市の子育て施策や子育て環境の良さについて、市内外へのPRを推進します。	福祉課 健康管理課
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立に向け、各種制度の周知や情報提供、優先的利用等の配慮のほか、母子・父子自立相談員等による相談支援の充実を図ります。	福祉課
経済的負担の軽減	保育料等の減免や各種手当の支給、子ども医療費等の助成とともに、学校給食費の無償化等についての検討を進める等、制度の充実による経済的負担の軽減に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
つどいの広場利用者数	6,599人／年 ※平成30年度末	9,000人／年
一時保育実施か所数	8か所 ※平成30年度末	8か所
子育てサークル数	1サークル ※平成30年度末	2サークル

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
子育てをしていく上で、暮らしやすい地域だと思える市民の割合	63.2% ※平成30年7月	70.0%

施策の展開

1-4-2 地域全体で子育てを支える環境づくり

取組方針

地域資源を活用しながら、市民相互の支え合い等、地域住民や行政が協力し合い、子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域全体で子育てを支援する仕組みづくり	子育てを支援したい人と支援を必要としている人をつなぐ仕組みの構築等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリーサポートセンター事業の実施について検討します。	福祉課
地域における体験・交流活動の活性化	地域との連携・協力のもと、子ども達が地域で様々な体験・交流活動を行うことができるための環境づくりを支援します。	生涯学習課
公共施設等の有効活用	地区コミュニティセンターや集会所、学校、公民館といった公共施設等を子どもや親子の交流・学習拠点として有効活用を図ります。とりわけ高齢者や幼児の集いの場としての活用を図ります。	環境生活課 学校教育課 生涯学習課
児童委員・主任児童委員の活動支援	子育てに関する相談や見守り、児童相談所への窓口等を担う児童委員及び主任児童委員の活動を周知するとともに、活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。	福祉課
地域における子育て意識の醸成	広報やホームページ等を活用し、地域ぐるみでの子育て支援に対する意識の醸成を図ります。また、地域住民の協力を得ながら、見守り活動の組織づくりを進めます。	福祉課

施策の展開

1-4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

取組方針

仕事と生活の調和のとれた生活が送れるよう環境づくりに努めるとともに、事業所に対しても働きかけを行います。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
保育所等における子育て支援の充実【再掲】	保育所や幼稚園の預かり保育等において、子どもの健やかな成長の支援に努めます。また、子育て家庭の就労等を支援するため、延長保育や土曜日保育、急な用事にも対応できる一時保育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
病児・病後児保育の実施体制の整備	急な発熱等の病気にかかった子どもを預かる病児・病後児保育の実施について検討します。	福祉課
放課後の子どもの居場所の確保	放課後の子どもの居場所確保のため、地域の人材と連携し、学校施設等を利用した放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	学校教育課
働き方改革の促進	仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランスの考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。	産業振興課
父親の育児参加の促進	父親の育児参加を促進するため、両親学級の充実及び参加促進を図ります。	健康管理課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
病児・病後児保育実施か所数	0 か所 ※平成30年度末	1 か所
放課後児童クラブ実施か所数	12 か所 ※平成30年度末	12 か所
積極的に育児をしている父親の割合	57.4% ※平成30年度末	60.0%

施策の展開

1-4-4 母子の健康づくり支援の充実と児童虐待の防止

取組方針

妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援の充実を図ります。また、児童虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制づくりを進めるとともに、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援を行います。

男女間のあらゆる暴力の根絶と人権侵害の防止に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
安全な妊娠・出産のための支援の充実	地域の医療機関と連携を図りながら、妊娠中の健康管理に対する意識啓発や正しい知識の普及、不安解消に向けた相談・助言を行います。	健康管理課
不安や悩みの解消に向けた取組	子育てに関する不安や悩みを解消するため、健康診査や各種相談事業等、様々な機会を通じて専門家による相談・指導を行います。	健康管理課
孤立感の解消に向けた取組	ストレスや孤立感を抱かないよう妊娠中から継続して産後においても必要な育児情報を提供し、個別支援を実施します。また、一時預かりやつどいの広場での交流等、保護者がリフレッシュできる取組の充実を図ります。	福祉課 健康管理課
子どもの保健対策の充実	乳幼児健康診査の実施、予防接種の勧奨、家庭訪問や相談体制の充実、未熟児医療の支援等、子どもの健康づくりの充実を図ります。	健康管理課
児童虐待の早期発見と適切な保護	児童虐待の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関による要保護児童対策地域協議会の強化を図り、幅広い情報交換及び迅速な対応に努めます。	福祉課 健康管理課 学校教育課
配偶者等からの暴力の根絶と被害者の保護	人権侵害や暴力を未然に防止するための情報提供を充実させるとともに、関係機関等と連携しながら相談窓口及び保護体制の充実を図ります。	福祉課 秘書課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
乳幼児健診未受診者の実態把握率	100.0% ※平成30年度末	100.0% の維持
要保護児童対策地域協議会開催回数	4回／年 ※平成30年度末	4回／年
乳幼児健診受診率	97.5% ※平成30年度末	100.0%

施策 1－5 医療体制の充実

施策の大綱

地域の中核病院である国保匝瑳市民病院について、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

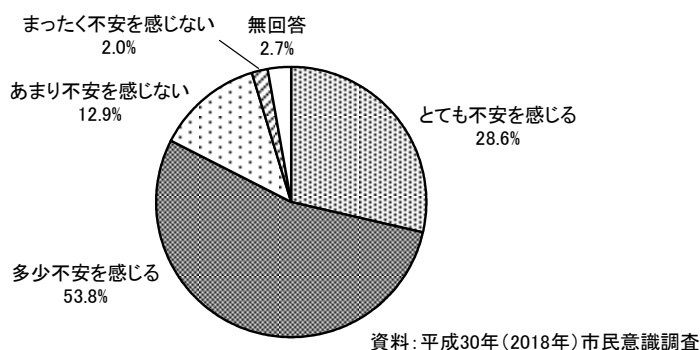
また、広域的な医療連携を図るとともに、身近な医療体制として在宅医療の充実、病院と地域の開業医の連携促進及び救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

施策推進の背景と課題

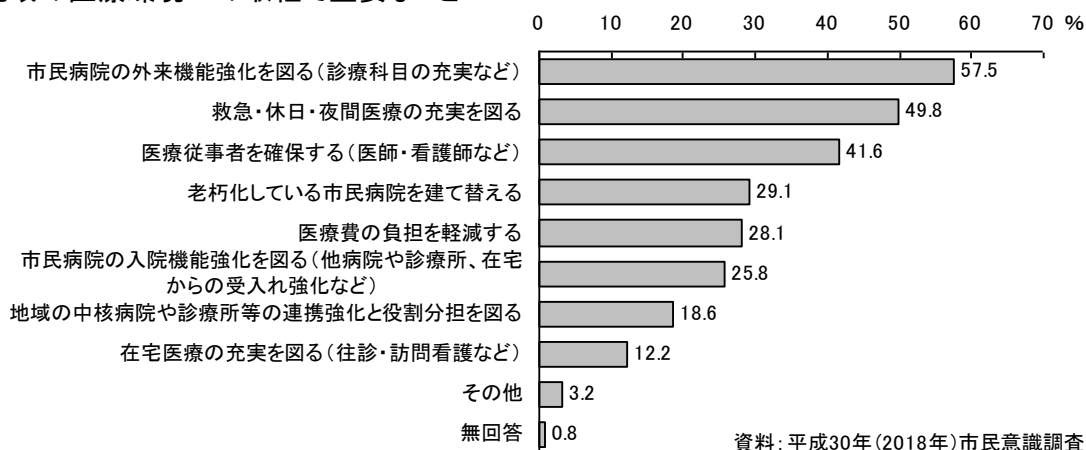
本市では、国保匝瑳市民病院が地域の中核病院機能を担っています。千葉大学や旭中央病院との連携強化等により、医師の確保に取り組んでいますが、充足には至っていない状況にあります。また、病院経営の健全化とともに、施設の老朽化による建替え整備についても課題となっています。

現在の医療体制について「不安を感じている」市民が約8割に達し、「市民病院の外来機能強化」や「救急・休日・夜間の医療体制の充実」が求められています。市民病院の医療従事者の確保及び機能拡充に努めるとともに、診療所や周辺中核病院との機能分担と医療連携を強化していく必要があります。

図表-21 現在の医療体制をどう感じているか



図表-22 地域の医療環境への取組で重要なこと



施策の展開

1-5-1 匝瑳市民病院の機能強化と情報発信

取組方針

医師及び看護師等の医療従事者の確保や医療施設・設備の充実に努め、信頼度の高い医療及び十分なケアの提供を図るとともに、情報の発信に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
医療従事者の確保	関係機関との連携・協力による医師、看護師等の積極的な確保と定着に努めるとともに、医師を目指す者が容易に医学部に進学できるよう、医療従事者奨学金制度の充実に努めます。	市民病院
経営基盤の強化	地域の中核病院としての機能を確保しつつ、病院の経営改善に向けた取組を着実に実施し、経営基盤の強化に努めます。	市民病院
施設・設備の計画的な整備	経年劣化等による施設改修及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療の質と安全の確保を図ります。また、施設の建替えについては、病院経営の健全化を図り、新病院の整備に取り組みます。	市民病院
病院情報の発信	市民病院の医療提供体制や経営状況等を広報紙やホームページ等に掲載し、情報発信に努めます。	市民病院

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
市民病院医師数	8人 ※平成30年度末	10人
市民病院病床利用率(99床)	58.7% ※平成30年度	67.7%

施策の展開

1-5-2 身近な医療体制の充実

取組方針

身近な医療機関の確保及びかかりつけ医の普及を図るとともに、在宅診療を推進し、包括的な地域医療サービスが受けられる体制の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
小児医療体制の連携強化	医師会との連携強化を図り、安心して受診できる小児医療体制に努めます。	健康管理課

取組	取組の概要	主管課
かかりつけ医の普及	「かかりつけ医」の普及に努め、市民が安心して医療や相談ができる医療体制の構築に努めます。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課
在宅医療体制の充実	匝瑳市民病院において、訪問による診療や看護、リハビリテーション等の強化を図るとともに、医師会や市内の病院、在宅療養支援診療所等との連携により、在宅医療体制の充実を図ります。	健康管理課 市民病院 高齢者支援課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
在宅療養支援診療所数	10 か所 ※平成30年度末	11 か所

施策の展開

1-5-3 広域医療圏における連携強化

取 組 方 針

旭中央病院を核とした二次医療圏における医療機関との連携及び機能分担を進め、状態に応じた適切な医療を提供できる体制づくりに努めます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
病診・病病連携の推進	近隣病院、診療所が持つ機能を最大限に発揮し、一貫性のある医療を提供するため、連携強化を図ります。	市民病院
旭中央病院を拠点とした広域医療の充実	県の地域医療構想及び新公立病院改革プランに基づき、旭中央病院を拠点病院とした香取海浜医療圏における機能分担・医療連携を推進します。	市民病院
救急医療体制の連携強化	医師会や近隣病院との連携強化を図り、休日及び夜間に安心して受診できる地域医療体制の充実に努めます。	健康管理課 市民病院

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
市民病院の患者紹介率（受入れ）	18.8% ※平成30年度末	20.0%

施策 1－6 地域福祉の推進

施策の大綱

民生委員・児童委員、地域包括支援センターと社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、地域福祉を推進するためのネットワークの強化を図るとともに、地域福祉を支えるボランティア等の人材の確保・育成を推進します。

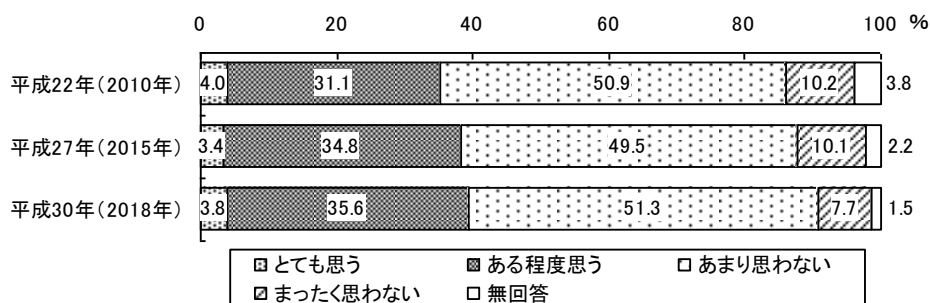
また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な人々が交流できる機会及び福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解の促進に取り組めます。

施策推進の背景と課題

地域社会における連帯感や相互扶助意識の希薄化を背景に、地域で支え合う機能が低下しています。

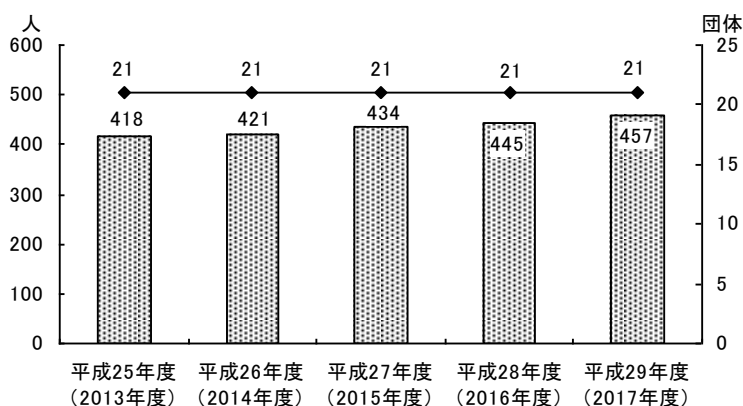
市民意識調査の結果をみると、お互いに支え合っている地域だと思う人の割合が、平成 22 年（2010 年）調査から増加しているものの、依然としてそう思わない人の割合が上回ります。また、ボランティアの担い手も横ばいで推移しています。地域全体で支え合う仕組みづくりを構築するため、社会福祉協議会等と連携し、支援の担い手となる人材の育成が課題となっています。

図表-23 お互いに支え合う雰囲気があると思う市民の割合



資料：平成22年（2010年）、平成27年（2015年）、平成30年（2018年）市民意識調査

図表-24 ボランティア団体数・会員数の推移



※会員数：団体に属している人＋団体に属していない人

資料：市福祉課

施策の展開

1-6-1 福祉意識の醸成

取組方針

市民相互の助け合いのもと、教育や啓発活動、体験活動等の様々な機会を通じて、一人ひとりの特性や違いを認め合う相互理解の促進と福祉の心の醸成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広報による意識啓発の充実	広報紙やホームページ等において啓発記事を掲載するとともに、地域福祉のリーダーを育成し、地域全体で支える福祉意識の醸成を図ります。	福祉課
ボランティア活動への参加促進	様々な機会を活用してボランティア・市民活動に関する情報提供及び参加の呼びかけや講習会等を行うとともに、施設や団体等での受入体制の整備を促進します。	福祉課 環境生活課
学校における福祉教育の推進	各校が地域諸団体との連携を深め、学校教育における福祉教育やボランティア体験の機会の充実に努めます。	福祉課 学校教育課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
啓発記事掲載回数	19回／年 ※平成30年度末	19回／年

施策の展開

1-6-2 地域の福祉課題の把握と共有

取組方針

関係機関との連携を強化し、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な人を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
相談体制の充実	関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、暮らしの中での不安や悩みを気軽に相談できる身近で利用しやすい窓口の充実に努めます。	福祉課
地域課題の把握	民生委員児童委員等の地域の福祉を担う人材や団体、関係機関等とも連携しながら、積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
地域課題の発見支援	懇談会やワークショップの開催等、自らの地域における福祉課題やニーズを発見するためのきっかけづくりを支援します。	福祉課
地域課題の共有	地域全体あるいは個々の生活課題等について、個人情報取り扱いに留意しながら、関係機関・団体で共有するための場づくりを推進します。	福祉課

施策の展開

1-6-3 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

取組方針

災害時の避難において援護が必要な人の情報を把握・整理するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援・援護体制の構築を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域における支援体制の整備	自主防災組織等の関係団体と協力し、災害時の情報伝達及び救助や、避難行動要支援者を支援するための体制を強化します。	福祉課 総務課 高齢者支援課
避難誘導体制の構築	避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
防災知識の普及、防災訓練の充実	避難行動要支援者やその家族、及び社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課
福祉避難所の確保	民間の特別養護老人ホーム等の施設と十分な協議調整を行い、福祉避難所のさらなる確保に努めます。	福祉課 総務課 高齢者支援課

施策の展開

1-6-4 地域福祉活動の活性化

取組方針

地域福祉活動を担う団体等が相互に連携しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域福祉団体の活動支援	地域福祉の担い手となる組織に対し、活動費の助成及び活動の場の創出等の支援の充実に努め、活動の活性化を図ります。	福祉課
地域福祉を担う人材の育成・確保	福祉に関する専門的な知識や資質向上を図るための研修の開催や活動支援の充実に努めるとともに、担い手を養成する講座等を開催し、新たな人材の発掘・確保に努めます。	福祉課
コーディネート機能の充実	福祉課題の解決に向け、各種制度によるサービスのほか、支援団体等の活動につなげたり、団体同士の連携を促したりする「コーディネート機能」の充実に努めるとともに、在宅の障害児等の相談支援に取り組みます。	福祉課
参加しやすい活動機会の充実	誰もが気軽に福祉活動に参加・継続できるよう、ボランティア・市民活動に関する情報提供等の充実や地域における交流の場づくりを推進します。	福祉課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
ボランティア団体数・会員数	21 団体・466 人 ※平成30年度末	25 団体・480 人

施策の展開

1-6-5 低所得者等に対する支援の充実

取組方針

低所得者等の生活困窮者の状況を把握しながら適切な援護を行うとともに、就労指導や各種相談の充実等、経済的自立に向けた支援の充実に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
生活保護の適切な運用	関係機関との連携のもと、生活困窮者の的確な状況把握に努めながら、状況に応じた適正な生活保護制度の運用を図ります。	福祉課
経済的自立に向けた相談支援の充実	各種貸付制度の紹介や就労支援員による就労支援等、経済的自立に向けた相談支援の充実に努めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
相談支援体制の強化	離職や疾病、多重債務等による生活困窮者に対応するため、自立への相談支援体制の強化を図ります。	福祉課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
就労支援による自立件数	5件／年 ※平成30年度末	6件／年

基本目標 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる (産業・経済分野)

施策 2-1 農林水産業の活性化

施策の大綱

農林水産業の生産性の向上及び安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手となる経営体の育成及び新規就業者の確保に対する支援等を進めます。

首都圏に向けた供給地としての積極的なPRや地産地消の推進、販路の拡大に努めます。特に、「日本有数の植木のまち」を内外にアピールするとともに、植木産業の発展を推進します。

また、環境にやさしい農林水産業の推進や都市住民との交流、農村環境の保全に市民全体で取り組み、農林水産業の社会的役割の拡充と理解の促進を図ります。

施策推進の背景と課題

従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等、農業環境は厳しさを増しています。地域を担う中核的な農業者の育成はもとより、新規就農者や定年帰農者等多様な担い手の育成、先進的な農業経営体の育成、生産から加工、流通、販売までを一体的に行う6次産業の取組等、より一層強い農業経営に向けた支援の充実を図ることが必要です。

また、食の安全志向が進む中で、新鮮で安全な農産物の供給を図るため、地産地消の推進や環境にやさしい農業の推進を図る必要があります。

一方で、地域の連帯感の醸成や国土保全機能、農村景観の形成による癒しの空間の提供、グリーン・ツーリズムをはじめとした農業体験等、自然教育の場の提供等といった公益的機能への評価が高まってきており、その役割を果たしていくための施策の推進も求められています。

図表-25 農業の状況

		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)	
農家数	戸	2,599	—	2,346	—	1,797	—
うち専業農家	戸	475	18.3%	405	17.3%	370	20.6%
経営耕地面積	a	393,186	—	389,300	—	348,300	—
田	a	277,699	70.6%	283,700	72.9%	267,200	76.7%
畑	a	66,873	17.0%	61,200	15.7%	76,000	21.8%
果樹園	a	48,614	12.4%	44,400	11.4%	5,100	1.5%
1世帯当たり面積	a	151.3	—	165.9	—	193.8	—

(各年2月1日現在)

資料:農林業センサス

図表-26 漁業の状況

		平成10年(1998年)		平成15年(2003年)		平成20年(2008年)		平成25年(2013年)	
経営体数		42	—	39	—	41	—	36	—
個人		42	100.0%	37	94.9%	38	92.7%	33	91.7%
団体		0	0.0%	2	5.1%	3	7.3%	3	8.3%

資料:漁業センサス

施策の展開

2-1-1 生産基盤の整備と経営体制の強化

取組方針

農業生産基盤の整備及び農漁業の経営体制の強化、6次産業化の展開に向けた支援を行い、持続可能で安定的な経営の確立を促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
農業従事者の確保	関係機関・団体と連携し、新規就農者、就農予定者に対する研修や情報提供の支援等により、農業従事者の確保を図ります。	産業振興課
生産基盤の整備	効率的で生産性の高い農業経営の実現に向け、ほ場の大区画化や汎用化、用排水施設の整備を推進し、経営規模拡大や生産コストの削減等、担い手ニーズに対応した農業生産基盤の強化に努めます。	産業振興課
経営の近代化・効率化の促進	担い手への集積・集約化を加速化させるため、農地中間管理事業等の活用を促進し、農用地等の効率的かつ総合的な利用を推進するとともに、農業経営の法人化や情報通信技術の活用等、経営の近代化・効率化の促進を図ります。	産業振興課
複合経営への取組支援の推進	複合経営により安定的で収益性の高い農業経営を目指す農家等に対し、県や農協と連携を図り、経営指導や情報提供等の支援の充実を図ります。	産業振興課
6次産業化に向けた支援	生産から加工・流通（販売）まで一体的に行う「6次産業化」に対し、情報提供等の支援を行うとともに、異業種間連携、農業者間連携により付加価値の向上と生産性・収益性の向上を図ります。	産業振興課
新規需要米及び加工用米の取組推進	水田を利用した転作作物である新規需要米及び加工用米への取り組みを推進し、需要に応じた主食用米の生産を図ることで、水稻生産者の経営の安定化と持続可能な営農を目指します。	産業振興課
漁業資源の増殖の推進	関係機関と協力し、広域的・長期的な漁業資源の増殖を推進し、安定的な漁獲量の確保を図ります。	産業振興課
GAP（農業生産工程管理）の推進	食品安全、環境保全、労働安全や人権配慮の観点から、持続可能な農業の普及と実践を図るため、GAP（農業生産工程管理）を推進します。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
農業次世代人材投資資金の新規交付者数	1 人／年 ※平成 30 年度末	2 人／年
認定農業者数	273 件 ※平成 30 年度末	280 件
認定新規就農者数	3 人／年 ※平成 30 年度末	4 人／年
海匠農業経営体育成セミナーの新規受講者数	4 人／年 ※過去 5 年間の平均	5 人／年
複合経営に取り組む農家（事業体）数	154 件 ※平成 30 年度末	200 件
6 次産業化に取り組む農家（事業体）数	17 件 ※平成 30 年度末	20 件
農地利用集積面積	431ha ※平成 30 年度末	804ha
飼料用米生産面積	274ha ※平成 30 年度末	300ha

施策の展開

2-1-2 販路の拡大と消費者ニーズへの対応

取 組 方 針

新鮮な農産物の供給地として新たな販路を開拓していくとともに、食への関心の高まりに対応した付加価値の高い農産物を推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
トップセールスによる地元産品の P R と販路の拡大	各地で開催されるイベントを通じて、トップセールスによる地元産品の P R と販路の拡大を図ります。	産業振興課
知名度向上による新たな販路の開拓	関係機関と連携し、消費ニーズを的確に把握しながら販売イベントへの出展や広報活動の支援等に取り組むことで知名度向上を図り、首都圏や海外に向けた新たな販路の開拓及び出荷量の拡大を促進し、匝瑳市農産物のブランド構築を図ります。	産業振興課
地産地消の推進	ふれあいパーク八日市場等での地元産品の P R と販路の拡大を進めます。また、地元農産物への愛着心の醸成を図るとともに、学校給食で提供する等、地産地消を推進します。	産業振興課 学校教育課

取組	取組の概要	主管課
ブランド化の推進	ブランド米「匠瑳の舞」等、付加価値の高い農産物の生産と販路の開拓を図るため、産地としての人的・物的な整備等、ブランド化に向けた研究活動に対する支援の充実を図ります。	産業振興課
安心・安全で環境にやさしい農業の推進	食に対する安全意識の高まりに対応するため、低農薬・有機肥料栽培や「ちばエコ認証」の取得等、安心・安全で環境にやさしい農業を推進します。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
匠瑳市産農産物等の見本市等への出展回数	6 回／年 ※平成30年度末	7 回／年
ふれあいパーク八日市場来館人数	749,819 人／年 ※平成30年度	757,500 人／年

施策の展開

2-1-3 農業を通じた都市住民との交流促進

取 組 方 針

体験農業や各種イベント等を通じて、市民や都市住民と生産者との交流を促進し、農業や農産物、農業文化等に対する理解促進を図り、農業の活性化につなげます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
体験・交流イベントの充実と受入体制の整備	関係機関と連携しながら、多様な体験・交流イベントの充実と都市住民の受入体制の整備を図ります。	産業振興課
体験・交流イベントの認知度向上	旅行業者等との連携やインターネットの活用等により、都市住民に対する農業体験・交流イベントの認知度の向上を図ります。	産業振興課
幅広い世代の就農・帰農の促進	都市住民を対象とした情報提供や農業指導等の支援や、体験・交流イベントをきっかけとして、若者からシニアまで幅広い世代の就農・帰農を促進します。	産業振興課
市民農園の利用促進	地元農業者や教育、福祉等の各分野と連携し、市民農園を拠点とした「遊び・学び・育て・癒し」の創出や交流づくり等を図り、利用を促進します。	産業振興課

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
農業体験・交流イベント参加者数	416 人／年 ※平成 30 年度末	700 人／年

施策の展開

2-1-4 「日本有数の植木のまち」の推進

取 組 方 針

「日本有数の植木のまち」として、国内外に対する販路拡大や効率的な生産に向けた支援を行うとともに、技術者の育成、付加価値の創出を図り、植木産業の発展を推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
「植木のまち」の P R の推進	日本有数の「植木のまち」として、様々な機会や媒体を通じた P R や植木を活用した地域の活性化等、「植木のまち匠瑤」のイメージの普及に努めます。	産業振興課
輸出拡大に向けた支援の充実	販路の拡大及び輸出量拡大を図るため、生産者や県等の関係機関と連携し、国際見本市への出展等、海外への P R を推進するとともに、輸出に適した樹種の選定や技術開発に対する支援を行います。	産業振興課
労力軽減と付加価値の高い商品づくりの推進	技術開発や研究について、情報収集に努め、新技術導入等による労力軽減と付加価値の高い商品づくりを推進します。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
植木の輸出相手国・地域数	13 か国・地域 ※平成 30 年度末	18 か国・地域
千葉県植木銘木 100 選登録数	60 本 ※平成 30 年度末	70 本

施策の展開

2-1-5 自然環境に配慮した農林水産業の推進

取 組 方 針

地域住民や都市住民等の参画により、農地や森林・水を守るための環境保全に向けた共同活動と先進的な営農活動を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
環境保全に向けた活動の促進	農業者・地域住民を含めた農用地及び農業施設等の保全のための共同活動を支援する多面的機能支払事業を推進します。	産業振興課
資源循環型農業の推進	家畜排せつ物の適正管理・堆肥の有効利用を行う耕畜連携や、園芸用廃プラスチックの適正処理等による資源循環型農業を推進するため、県や農業者との多面的な連携を図ります。	産業振興課
健全な森林資源の維持増進	周知活動やPR活動を通して森林の適正な管理を促進するとともに、健全な森林資源の維持増進と、活動団体への支援の強化を図ります。	産業振興課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
園芸用廃プラスチック回収量	33.6t／年 ※平成30年度末	40.0t／年

施策２－２ 商工業の活性化

施策の大綱

商工会や金融機関、各支援機関と連携を強化しながら、地元企業・商店の経営力強化や設備投資、異業種間連携による新商品開発等、新たな事業展開に対する支援を図ります。また、集客力のある特徴的な商店街の形成と活性化を進めます。

成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、地域活性化に貢献する企業の誘致、雇用の場の創出を図ります。

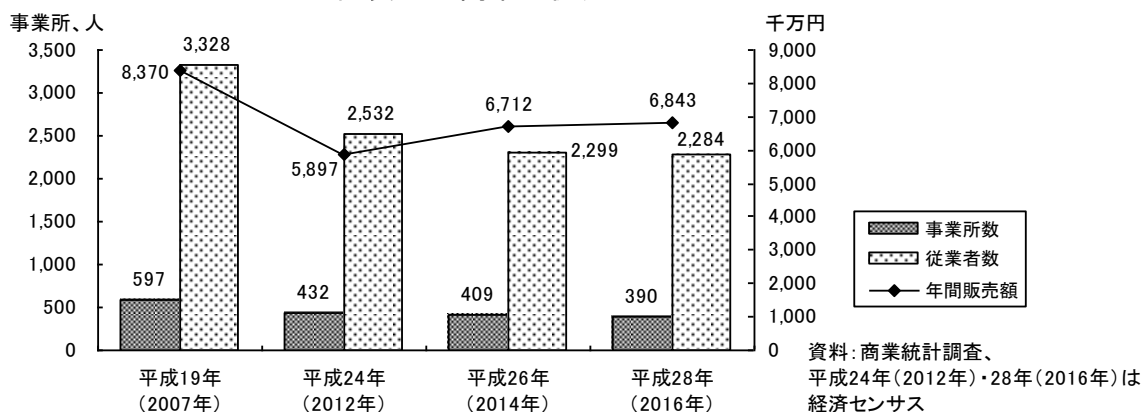
施策推進の背景と課題

まちのにぎわいの創出には商業の振興が重要な役割を担っていますが、人口の減少や消費動向の変化等により消費が低迷し、商店の経営に大きな打撃を与えています。商店数、従業者数は減少が続く等、空き店舗の増加や後継者不足等、厳しい状況が続いています。

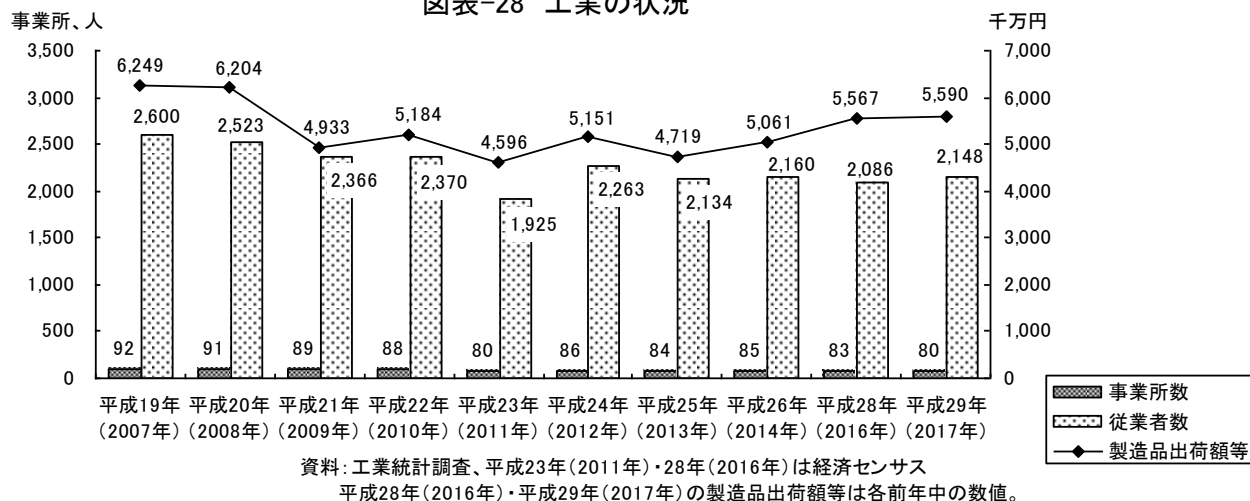
みどり平工業団地のすべての区画に企業が入居しており、比較的、好調な企業が多く見受けられます。

成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、地域活性化に貢献する企業進出の推進と地元企業の経営基盤の強化を支援していく必要があります。

図表-27 商業の状況



図表-28 工業の状況



施策の展開

2-2-1 特色ある商店街の形成

取組方針

地域の自然や歴史文化を活かしながら、市内外から多様な人々が集い楽しむことのできる特色ある商店街の形成を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域交流拠点としての商店街づくりの推進	地域活動と連動した交流がなされるコミュニティ拠点や、くつろぎの空間創出等の商店街づくりを推進します。	産業振興課
特色あるイベント等の活性化支援	有形文化財や旧街道の面影を残す建物等、商店街の特色や歴史を活かした取組や、「まちなか散策マップ」等の情報発信活動への支援を行うとともに、新たな企画による誘客に努めます。	産業振興課
商工業団体の活動支援	商工会と連携し、中小企業等に対する経営指導や、商工業活性化事業を推進します。	産業振興課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
市内の商店で日常生活の買い物をする市民の割合	6.7% ※平成30年7月	20.0%
商店街における特色あるイベント開催回数	5回／年 ※平成30年度末	6回／年

施策の展開

2-2-2 企業立地の促進

取組方針

立地優位性の活用や誘致企業に対する支援策の充実を図ることにより、利便性の高い商業施設や地域活性化に貢献する企業の立地を積極的に促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
各種優遇、支援措置のPR	市内での新設・増設企業に対する固定資産税の減免や雇用奨励補助金を活用するとともに、幅広いPR等によるきめ細かな支援を行い、新たな立地の促進や既存企業の設備投資及び雇用促進を図ります。	産業振興課

取組	取組の概要	主管課
利便性の高い新たな立地場所の検討	銚子連絡道路インターチェンジ予定地周辺等の産業系土地利用の可能性について調査検討を図ります。	産業振興課 都市整備課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
奨励措置適用事業所件数	13 件 ※平成30年度末	20 件

施策の展開

2-2-3 経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実

取 組 方 針

既存商店・企業に対する経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化及び新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
資金融資の充実	中小企業の経営基盤の強化と健全な経営発展を図るため、金融機関と連携し、低利で利用できる融資及び利子補給制度の充実を図ります。	産業振興課
経営相談員による相談指導	商工会等と連携しながら、経営相談員による経営相談指導や講習会、研修等を支援し、地元商店・企業の創意工夫ある経営や人材育成、起業を促進します。	産業振興課
事業展開や生産性向上を目指す事業者への支援の充実	経営革新、異業種間連携、経営力向上、地域資源活用等を実施する事業者を商工会等と連携し支援します。また、設備投資等による生産性の向上、IT導入による業務効率化、EC販売や海外展開による販路拡大等を支援します。	産業振興課
起業支援の充実	創業支援補助金等の優遇措置の検討、起業におけるノウハウ支援や地元高校生への起業教育の充実を図るとともに、起業希望者に対する空き店舗等の活用を支援します。	産業振興課
事業承継支援の充実	高齢化する中小企業経営者への対策として、商工会や県事業引継支援センター等との連携により、親族外も含めた事業承継を支援し、休廃業の減少や後継者による新たな事業展開を図ります。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
利子補給件数	215 件／年 ※平成 30 年度末	250 件／年
経営相談指導件数	2,569 件／年 ※平成 30 年度末	2,800 件／年
創業支援対象者数	18 件／年 ※平成 30 年度末	41 件／年
創業者数	7 件／年 ※平成 30 年度末	13 件／年
空き店舗等活用支援数	6 件／年 ※平成 30 年度末	14 件／年

施策 2－3 観光の活性化

施策の大綱

地域の魅力ある観光資源を活用し、年間を通じた日帰り型観光を推進するとともに、宿泊施設及び他産業との連携を強化し、海とみどりを活用した滞在型観光を促進します。

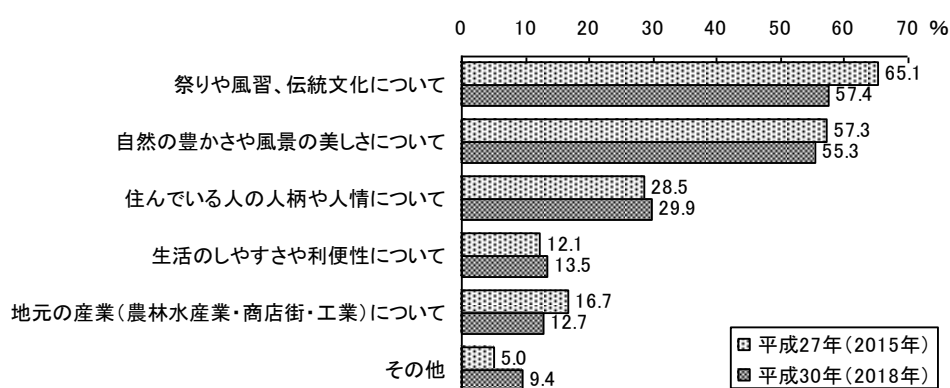
また、八重垣神社祇園祭等多くの祭りや伝統行事、歴史的建造物、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター^{めぐ}一匝りの里等の地域の貴重な資源を最大限に利活用し、都市住民との交流の活性化を図ります。

施策推進の背景と課題

観光に対する志向が従来の団体による名所・旧跡を巡る観光から、家族や小グループによる自然・歴史・文化等を活用した体験・滞在型に変化しています。そうした動向を受け、個性ある地域づくりによる観光振興が各地で行われています。

本市には美しい里山や九十九里海岸等の豊かな自然、八重垣神社祇園祭をはじめ多くの伝統行事、歴史的建造物や仏画等、貴重な文化的観光資源があります。産業間や近隣自治体、各種団体等の連携を促進し、他地域と差別化を図りながら本市の自然や歴史文化資源の魅力を様々なかたちで広めていくことが重要です。

図表-29 匝瑳市について、他の市町村に自慢したいこと



資料：平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

2-3-1 観光資源の整備と掘り起こし

取組方針

豊かな自然や文化財、既存施設の活用等を図るとともに、地域の新たな魅力を見出し、観光資源化していくことで、年間を通して集客力のある地域づくりを進めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
九十九里海岸を活用した観光資源の整備	九十九里海岸全体を活用した観光資源の整備を推進し、海の魅力の創造に努め、市内外からの観光客のさらなる集客を図ります。	産業振興課
九十九里海岸の侵食対策への働きかけ	本市の貴重な観光資源である九十九里海岸の侵食対策について、国・県等の関係機関への働きかけを行います。	建設課
歴史的文化財の観光資源化の推進	飯高檀林跡をはじめ、歴史的建造物や遺産等の文化財及び周辺環境の整備を推進し、観光資源としての魅力を発信するとともに、集客力の向上を図ります。	産業振興課 生涯学習課
まちの歴史や新たな魅力発見に向けた取組の推進	市民とともにまちの歴史や新たな魅力発見のためのイベント・キャンペーンを開催し、観光資源や特産品の開発、地域文化の継承等につなげる取組を推進します。	産業振興課 生涯学習課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
歴史的建造物等を活用したイベント開催件数	2回／年 ※平成30年度末	3回／年
年間観光客入込客数	999,039人 ※平成30年	1,020,000人

施策の展開

2-3-2 体験・交流プログラムの充実

取組方針

産業間の連携を図りながら、地域産業や伝統工芸、郷土芸能等の体験や様々な交流イベントへの参加を気軽に楽しめるプログラムの充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
グリーン・ツーリズムの推進	都市と農村の交流を促進すべく、関係団体とのネットワーク化を図り、「ふれあいパーク八日市場」を核とした各種イベントの充実に努め、グリーン・ツーリズムの拠点施設としての機能強化を図ります。	産業振興課
ブルー・ツーリズムの推進	海岸沿いの飲食店等と連携・協力しながら、海の魅力を活かしたブルー・ツーリズムの推進を図ります。	産業振興課
伝統文化を活用した観光振興の推進	市民が参加できる各種祭りや伝統行事について観光客への効果的な情報提供に努めるとともに市内外の宿泊施設との連携を図り、各種イベントを活用した観光振興の展開を図ります。	産業振興課
協働による観光振興の推進	市民や地域団体、事業者はもとより本市を訪れる観光客の意見を取り入れ、共に参画する観光振興を推進します。	産業振興課
“散歩のまちづくり”の推進	具体的なコース提案や調整等を通じて、地域の自然や文化財等とふれあう“散歩のまち匠瑳”を地域ぐるみで推進します。	産業振興課 生涯学習課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
祭りや風習・伝統文化等を他の市町村に自慢したい市民の割合	57.4% ※平成30年7月	75.0%

施策の展開

2-3-3 効果的な観光情報の発信

取組方針

観光資源や各種イベント、おすすめルートや交通情報等、本市の魅力を楽しむための各種情報を様々な媒体を通してわかりやすく発信します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
散歩のまちのPR	ハイキングの実施や観光ガイドブックによるおすすめルート等をPRし、散歩のまちのイメージ定着を図ります。	産業振興課

取組	取組の概要	主管課
観光客の視点に立った情報発信	観光ガイドブック等の各種媒体を用いた効果的な観光情報の発信と併せ、観光客が容易に市内の観光情報を入手できるよう、そうさ観光物産センター ^{めぐ} 一匝りの里の機能強化を図ります。	産業振興課
観光ガイドの育成・活用	観光ガイドの育成を図り、本市の魅力をわかりやすく紹介するとともに、人と人との交流を創出することで、リピート客の確保に努めます。	産業振興課
ロケーション撮影の誘致・支援	九十九里海岸や商店街、公園等、さらなる撮影場所の提供を行い、映像でPRできる機会を充実させることで、市のイメージアップを図ります。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和5年度)
おすすめルート設定数	9 ルート ※平成30年度末	10 ルート
駅からハイキング参加者数	362 人／年 ※平成30年度末	500 人／年
^{めぐ} 一匝りの里観光案内所利用者数	2,012 人／年 ※平成30年度末	2,200 人／年
匝瑳市をロケ地とする映画・番組数	6 本／年 ※平成30年度末	10 本／年

施策２－４ 雇用・就労・消費者対策の充実

施策の大綱

ハローワーク等の関係機関と連携し、地域の魅力ある企業を市民やU I J ターンを考えている人に幅広く周知し、地域への就労を促進します。

また、働く意欲のある高齢者、女性、さらには外国人材の就労機会の拡大に努めます。

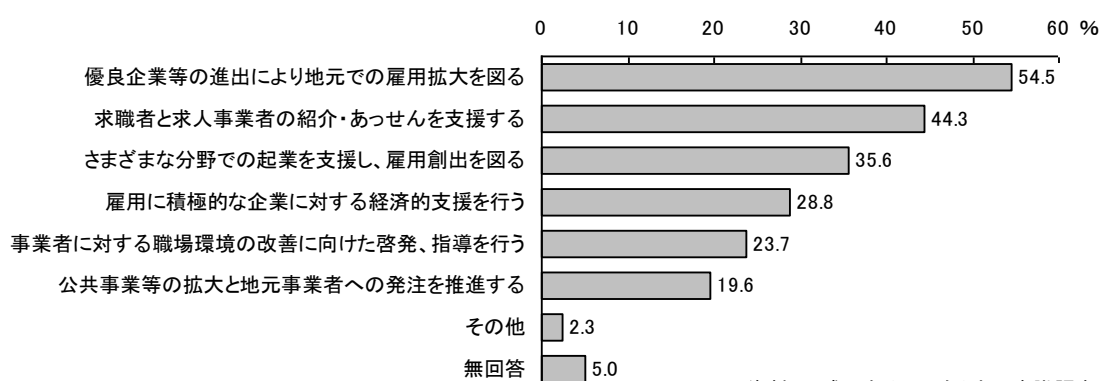
消費に対する正しい知識を身につけて、詐欺やトラブルに巻き込まれないように消費生活相談等の支援を充実させます。

施策推進の背景と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、本市の生産年齢人口は今後さらに減少することが見込まれ、地域経済への影響が懸念されることから、雇用対策として、地域の魅力ある企業を市民やU I J ターンを考えている人に幅広く周知し、雇用のミスマッチを防ぎ、地域への就労を促進することが求められています。また、雇用の創出や定着、女性や高齢者等の就労支援にも取り組む必要があります。

インターネット等の普及に伴い、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化していることから、安全な消費生活を送ることができるよう、消費に関する情報提供や知識の普及、相談の充実等が必要です。

図表-30 市の雇用対策として重要なこと



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

2-4-1 雇用・就労支援の充実

取組方針

雇用及び就労に対する支援の充実を図るとともに、求職者と雇用者のマッチング環境の整備等、魅力ある労働市場の創出を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
雇用に対する支援の充実	市の雇用奨励補助金等による支援により、企業の雇用促進を促すほか、働き方改革の意識を広く啓発し、ワーク・ライフ・バランスへの取組を促進します。	産業振興課
就労に対する支援の充実	きめ細かな求人情報の提供に努めるとともに、就労支援機関と連携した就労セミナーや、民間企業と連携した仕事説明会を開催し、就労者のスキルアップ及び様々な業種に対する知識の習得を図ることで、市内での就労を促進します。	産業振興課
雇用のミスマッチの解消	地元高校生やU I J ターンを検討している若者をはじめ、女性・高齢者等の幅広い求職者層を対象に、市内の企業と交流できる場を提供し、魅力を発信することで雇用のミスマッチの解消を図ります。	産業振興課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
雇用奨励補助金に係る新規常用雇用者数	3人 ※平成30年度末	30人

施策の展開

2-4-2 安心・安全な消費生活支援

取組方針

誰もが安心して消費生活を送ることができるよう、消費に関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
消費生活に関する情報提供の充実	関係機関と連携し、安心・安全な消費生活を送ることができるよう、消費者被害防止のための啓発活動や相談事例等の情報提供に努めます。	産業振興課

取組	取組の概要	主管課
消費生活相談員による相談の充実	消費生活に関する相談窓口の周知を図るとともに、消費生活相談員の確保及び専門性の向上を図り、相談事業の充実に努めます。	産業振興課
高齢者等の買い物支援	関係機関及び流通事業者と連携しながら、日常生活における買い物が困難な高齢者等に対する宅配や移動販売等の買い物支援を促進します。	高齢者支援課 産業振興課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
消費生活相談受付件数	217 件／年 ※平成 30 年度末	250 件／年

基本目標 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる (生活環境・都市建設分野)

施策 3-1 自然環境の保護と循環型社会の形成

施策の大綱

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取組の推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図ります。

また、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取組等を推進します。

施策推進の背景と課題

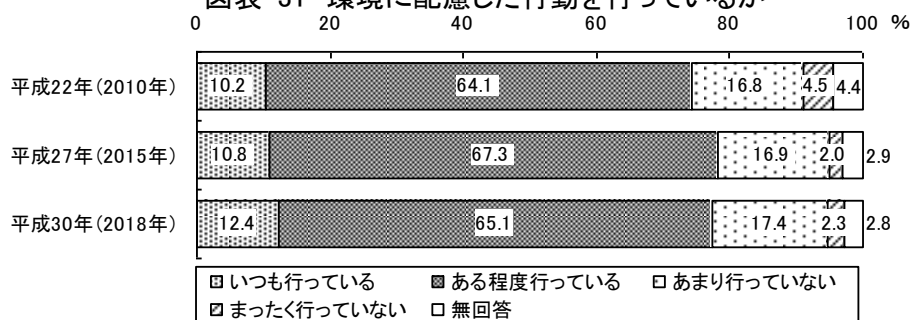
豊かな自然環境を次世代に継承していくため、多種多様な生きものはぐくむ里山等の保全を図る必要があります。

市民や事業者による太陽光発電システムの設置により再生可能エネルギーの活用が進められていますが、その一方で、景観への影響等の諸問題が懸念されています

令和3年(2021年)4月から3市(匠瑤市・銚子市・旭市)による広域ごみ処理施設(焼却施設を銚子市野尻町地区、最終処分場を同市森戸町地区)の稼働が予定され、ダイオキシン類の発生の抑制、効率的な再資源化の促進が見込まれます。

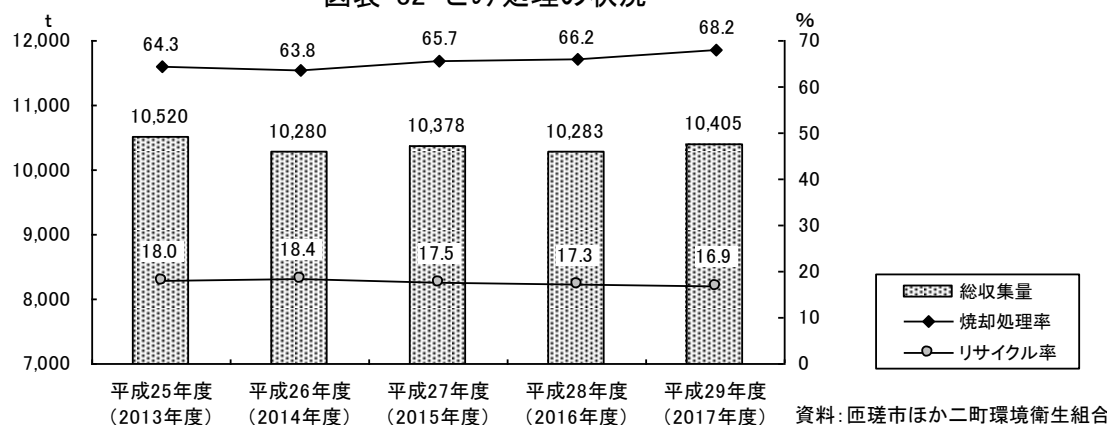
今後も一人ひとりの意識向上と具体的な行動を促しながら、自然環境の保護及び環境負荷の軽減に向け、市民・事業者・行政が一体となって計画的に取り組んでいくことが必要です。

図表-31 環境に配慮した行動を行っているか



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-32 ごみ処理の状況



資料：匠瑤市ほか二町環境衛生組合

施策の展開

3-1-1 循環型社会に向けた取組の推進

取組方針

資源循環型社会に向け、市民や事業者に対し具体的な行動を促すとともに、環境負荷の少ない技術等の導入や設備整備を計画的に推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
ごみの発生抑制と資源化の推進	分別収集の促進や生ごみの減量化、3R運動の展開等、ごみの減少化・再資源化に向けた取組の促進を図ります。	環境生活課
廃棄物の広域処理の推進	一般廃棄物の処理能力向上及び処理コストの低減を図るため、広域ごみ処理施設を整備し、令和3年（2021年）4月の稼働開始を目指します。また、中継施設整備工事（既存施設解体工事含む）を進めます。	環境生活課
省エネルギー対策の推進	公共施設や家庭・事業所等においてエネルギー効率の高い機器の導入を促進するとともに、クールビズやウォームビズ等、なるべくエネルギーを使わない取組の促進を図ります。	環境生活課
再生可能エネルギー利用の促進	太陽光発電等、再生可能な自然エネルギーについて、公共施設での導入や家庭・事業者における利用促進を図ります。	環境生活課 産業振興課

数値目標

指 標	現状	目標 （令和5年度）
ごみリサイクル率	19.1% ※平成30年度	20.0%

施策の展開

3-1-2 環境汚染及び不法投棄の防止

取組方針

環境に関する法令の遵守の普及啓発や徹底を図りながら、環境に負荷を与える物質の発生抑制及び適正処理の促進と不法投棄の防止を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
排気ガス抑制に向けた取組の推進	公共交通機関や自転車、低公害車の利用、アイドリングストップの普及等、広報やホームページ等を活用して、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。	環境生活課
水質環境の保全	合併処理浄化槽の設置促進、排水の適正処理や植物による自然浄化機能の回復を図る等、水質環境の保全に向けた取組を促進します。	環境生活課
有害化学物質対策の推進	野焼き防止の徹底や適正な廃棄物処理の推進等により、ダイオキシン類等の有害化学物質の発生抑制を図ります。	環境生活課
不法投棄の防止	環境美化に対する意識啓発や廃棄物等の不法投棄に対する監視体制の強化に取り組み、不法投棄の防止を図ります。また、匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例等に基づき適正に事業が行われるよう指導を徹底します。	環境生活課
公害の防止と法令遵守の徹底	事業所や市民への意識啓発等により騒音・振動等の抑制を図るとともに、関係機関と連携し、改善指導の徹底を行います。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
合併処理浄化槽人口	17,350 人 ※平成30年度	17,463 人
大気中ダイオキシン濃度 (参考：環境基準は、0.6 pg-TEQ/m ³ 以下)	0.023 pg-TEQ/m ³ (樫海公園) 0.025 pg-TEQ/m ³ (野栄総合支所) ※平成30年度末	現状維持
公共用水域（河川）BOD 濃度目標達成地点数	5 地点 ※平成30年度末	調査地点の半数以上（8 地点）
公共用水域（湖沼）COD 濃度目標達成地点数	0 地点 ※平成30年度末	調査地点の半数以上（3 地点）
不法投棄量	7,330kg/年 ※平成30年度	7,000kg/年 以下

施策の展開

3-1-3 自然環境保護・環境美化活動の促進

取組方針

本市の貴重な自然を保護するための対策を推進するとともに、自然を大切にし、きれいな環境を保全するための意識啓発及び自主的な活動の促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
野生動植物の保護	貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究の推進や保護に向けた意識啓発を図るとともに、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。	環境生活課
環境美化活動の活性化	広報等により環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を充実させ、活動の活性化を図ります。	環境生活課
自然を大切にする意識の醸成	国や県、市民団体と連携して、野山や海岸での自然観察会等を通じて自然に関する知識の普及と自然を大切にする意識の醸成を図ります。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
環境美化活動への参加人数	9,015 人／年 ※平成30年度末	10,200 人／年

施策の展開

3-1-4 環境教育・学習の推進

取組方針

学校教育や生涯学習において、環境に関する教育・学習機会の充実を図り、環境保全や循環型社会に対する意識の醸成と具体的な実践方法の普及を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
学校教育等における環境学習の充実	本市の自然環境を活かしながら、学校教育等において、児童生徒の環境学習の充実を図ります。	環境生活課 学校教育課
循環型社会に対する意識の醸成	生涯学習や各種イベント等において、循環型社会の形成に関する学習機会の充実を図り、市民の意識の醸成と具体的な実践を促進します。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
普段の生活で、環境に配慮した行動を行っている市民の割合	77.5% ※平成30年7月	

施策３－２ 市街地の活性化と交通網の整備

施策の大綱

関係機関、団体、企業等と連携しながら、国道１２６号沿線に商業・業務施設の集積促進と、都市計画マスタープランに基づく市街地の活性化を推進します。

また、銚子連絡道路を核とした広域交通網及び市内幹線道路等の整備を計画的に推進するとともに、これらのネットワーク化を図ります。

公共交通機関の利便性の向上を図り、人々が行き交い、にぎわいのある都市の形成を推進します。

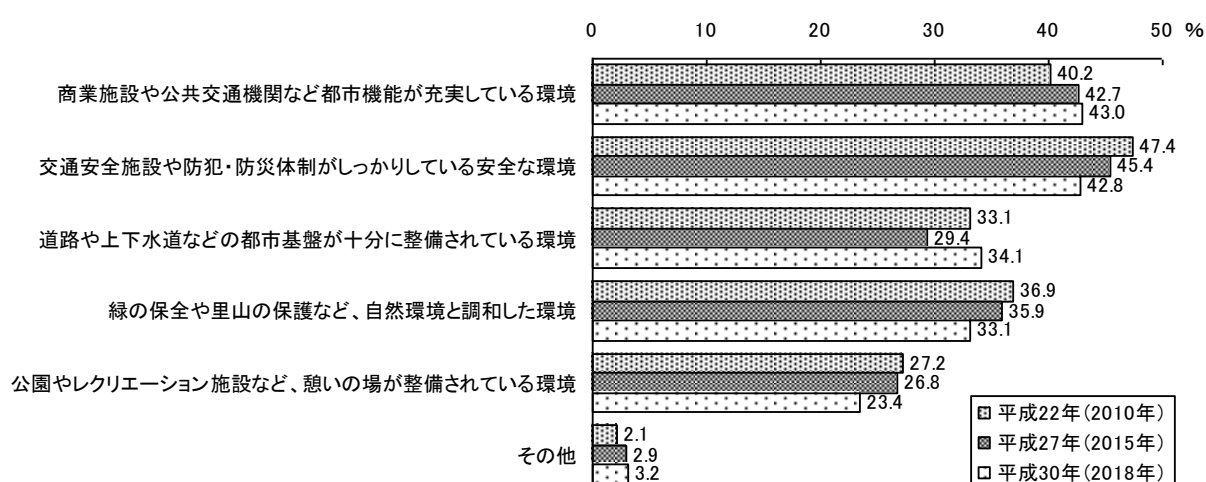
施策推進の背景と課題

市民意識調査によると、商業施設や公共交通機関等の都市機能の充実を求める割合が増加しており、他市町に流出している人の流れを本市の市街地に滞留させることができるよう、市街地の活性化が求められています。

銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、交流人口の増加に向けた商業・業務施設等の集積を進め、既存商店街との連携を図り、本市にふさわしい機能を備えた特色ある市街地づくりを推進していく必要があります。

また、にぎわいのあるまちを形成するためには、幹線道路の整備や公共交通の利便性の向上を図り、市内外から人や物が集まる環境づくりを推進していくことが必要です。

図表-33 あなたにとって住みやすい環境とは



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

3-2-1 地域特性に応じた拠点の育成・整備

取組方針

地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、特色ある拠点の育成・整備を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
都市交流拠点の形成	都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進し、地域特性に応じた魅力ある交流拠点の形成を図ります。	都市整備課
魅力ある商業空間の形成	国道126号沿線において、さらなる商業・業務施設等の集積に努め、既存商店街との連携を図りながら、魅力ある商業空間の形成を促進するため、企業向けに本市の魅力を発信していきます。	産業振興課
良好な工業適地の把握	銚子連絡道路や主要地方道八日市場野栄線の整備による交通条件を活かし、良好な工業適地の把握と情報の提供に努めます。	産業振興課 都市整備課
観光拠点の育成・整備	観光の拠点となる飯高檀林跡周辺及び九十九里海岸沿線等の観光資源の整備を図るとともに、新たな海岸線の魅力を創出します。	産業振興課
「生涯活躍のまちづくり」の推進	地域再生推進法人を支援し、匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業を推進します。	企画課

施策の展開

3-2-2 幹線道路の整備

取組方針

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ幹線道路の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
銚子連絡道路の整備促進	国道126号の渋滞緩和や首都圏とのアクセス向上のため、銚子連絡道路の整備を促進します。	建設課 都市整備課 企画課
主要地方道等の整備促進	周辺都市と本市を連絡する幹線道路の整備を促進し、都市間の交流や連携の強化を図ります。	建設課

取組	取組の概要	主管課
市内幹線道路の整備	都市計画道路や幹線市道の整備を推進するとともに、拠点間や地域間のネットワーク化を図ります。また、長期間未整備な状況にある一部都市計画道路については、必要に応じて路線の見直しを行います。	都市整備課 建設課

施策の展開

3-2-3 公共交通機関の利便性の向上

取組方針

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広域公共交通の充実	J R 総武本線や高速バス路線の増便、運行ダイヤの改善等について、引き続き民間事業者等に要請するとともに、利用促進を図ります。	環境生活課 企画課
公共交通の利用促進	市民のニーズを踏まえながら、市内循環バス等の公共交通機関の利便性を高め、利用促進を図ります。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和 5 年度)
市内循環バス利用者数	53,440 人／年 ※平成 30 年度末	
J R 八日市場駅乗車人数	1,834 人／日 ※平成 30 年度	
地域交通利用料助成事業利用者数	713 人／年 ※平成 30 年度末	900 人／年

施策３－３ 住環境の整備

施策の大綱

公園や生活道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、歴史的建造物及び豊かな自然環境を保全し、利便性と安らぎを兼ね備えた快適な住環境づくりを進めます。

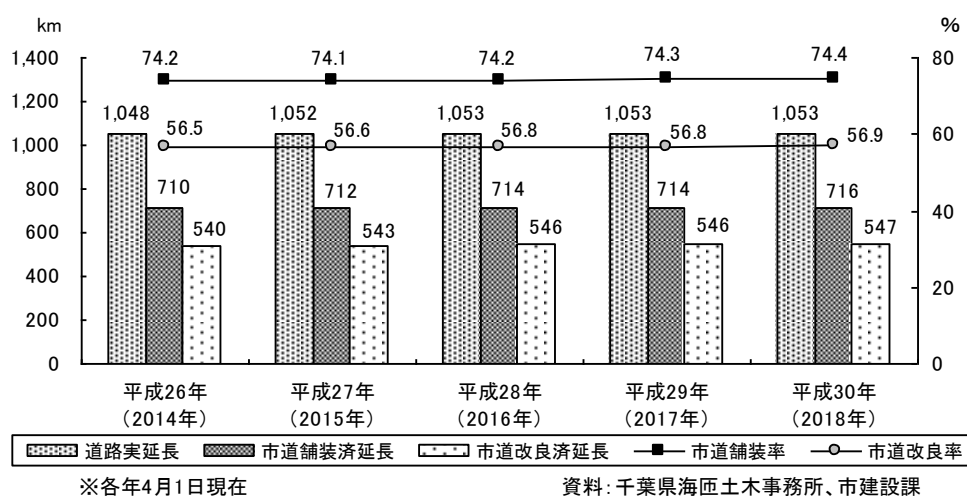
また、誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

施策推進の背景と課題

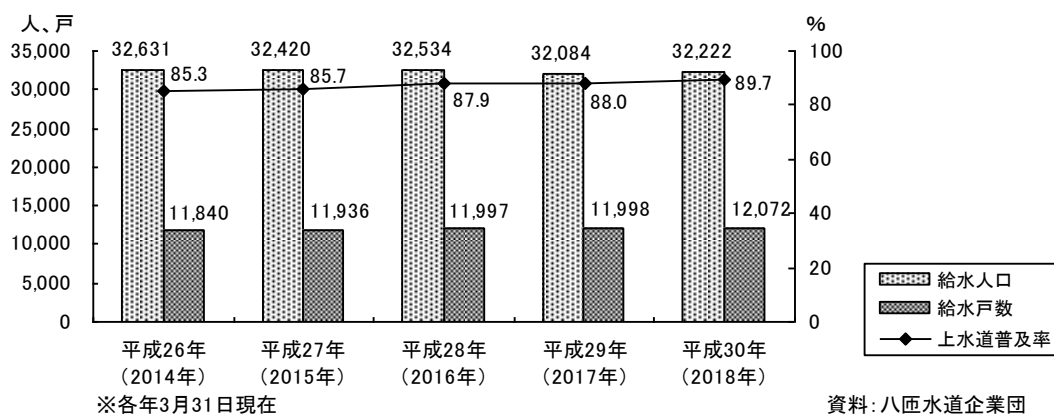
本市には公園やレクリエーション施設等が整備され、広く市民に利用されています。また、道路や水道、情報通信等、快適な都市生活に欠かせない基盤の整備が進められており、今後も市民の理解を得ながら、関係機関との連携・協力のもと計画的な整備の推進が必要です。

老朽化した空家等の増加は、防災・衛生・景観等の生活環境に影響を与えることから、匝瑳市空家等対策の推進に関する条例等に基づき、空家等の適切な管理促進等を図る必要があります。

図表-34 道路の状況



図表-35 水道の状況



施策の展開

3-3-1 快適で安全な都市環境の整備

取組方針

快適で安全な生活に欠かせない都市基盤を計画的に整備するとともに、市民の理解を得ながら協働による都市環境づくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
良質な水の安定供給	八匠水道企業団からの低廉で良質な水の安定供給を図るとともに、施設の整備や更新、経営健全化を促進し、上水道普及率の向上を推進します。	環境生活課
適切な汚水・雨水処理の推進	合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質改善と生活環境の改善を図るとともに、都市下水路の維持管理や排水路整備を推進し、浸水被害の防止に努めます。	環境生活課 建設課 都市整備課
公園の維持管理と長寿命化	市民の憩いの場とともに、防災やレクリエーション等の多様な機能を有する空間として、公園の適正な維持管理と長寿命化を図ります。	都市整備課
安全・快適な生活道路の整備	生活道路の安全で快適な利用に向け、市全体の危険箇所の把握に努め、危険性の高い箇所から、計画的な舗装、改良の推進と適切な維持・補修に努めます。	建設課
協働による施設整備・管理の推進	市民との協働により、まちづくりのルールを定め、計画的な整備・管理を推進します。	都市整備課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
上水道普及率	88.5% ※平成30年度	91.0%
市道改良率・舗装率	57.0%・74.5% ※平成30年度末	57.5%・75.0%
快適に生活できる住環境であると思う市民の割合	68.9% ※平成30年7月	

施策の展開

3-3-2 自然・文化と調和した住環境づくりの推進

取組方針

豊かな自然や歴史的建造物等を保全しながら、景観に対する市民意識の醸成を図り、市全体で調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
特性を活かしたまち並みづくりの推進	市街地や集落地、幹線道路や旧国道沿い等、それぞれの特性を活かした調和のとれたまち並みづくりを推進します。	都市整備課
歴史・文化景観の保全	飯高寺周辺や旧国道沿い等の歴史的建造物の保全に努めるとともに、周辺における調和のとれたまち並みの形成に努めます。	都市整備課 生涯学習課
自然景観の維持・保全と緑化の推進	本市の原風景である田園・里山の維持・継承や海浜景観の創出・保全に努めるとともに、マキの生垣や屋敷林、街路樹等、地域の緑化を推進します。	環境生活課 産業振興課 都市整備課
景観形成のルールづくりと市民意識の醸成	緑の基本計画や景観法に基づく景観計画等を検討するとともに、自然景観や歴史的景観の形成・保全に向け、市民意識の醸成を図ります。	都市整備課

施策の展開

3-3-3 安心して暮らせる住環境づくりの推進

取組方針

誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るとともに、空き家対策を推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
バリアフリー化の推進	公共空間のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者が居住する住宅のバリアフリー化に向け支援します。	関係各課
住宅の耐震化に向けた支援の充実	地震等の災害対策の実施に対する補助制度を継続し、住宅の耐震化の必要性・重要性について市民へのさらなる啓発活動を実施します。	都市整備課
住宅リフォームの推進	住宅リフォーム工事に対する補助制度により、市民が快適に暮らせる住宅環境づくりを推進します。	都市整備課
空き家対策の推進	匝瑳市空き家等対策の推進に関する条例等に基づき、空き家対策を推進し、市民が安心・安全に暮らすことができる生活環境の保全に努めます。	都市整備課 企画課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
木造住宅耐震診断費補助件数	1 件／年 ※平成 30 年度末	3 件／年

施策の展開

3-3-4 子育てしやすい住環境の整備

取 組 方 針

子育て世代が暮らしやすい住環境を整備し、若者の定住及び市外からの移住促進を図ります。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
子育て世代の住宅取得の支援	転入者マイホーム取得奨励金制度や住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット 35」子育て支援型・地域活性化型、空き家バンク等の活用を促し、子育て世代の住宅取得を支援します。	企画課 都市整備課
子どもの遊び場の確保	子ども達が安心して遊ぶことのできる公園等の適正管理及び確保に努めます。	都市整備課 福祉課

施策３－４ 安心・安全な地域づくりの推進

施策の大綱

地震、津波、豪雨等の自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の強化を図ります。必要な情報を的確に提供する情報伝達体制の充実及び急傾斜地等の防災対策を推進します。

また、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、様々な機会を通じ防犯・交通安全意識の向上を図り、市民、行政、警察等が連携して防犯・交通安全対策を進めていきます。

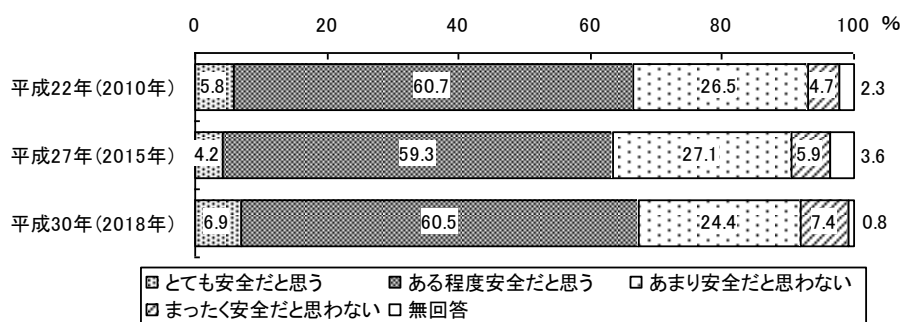
施策推進の背景と課題

本市は自然災害や犯罪の発生率が低く、災害等に対して安全だと思う人の割合は6割を超えています。しかしながら、令和元年台風第15号・第19号等による甚大な被害が市内全域で発生しており、また、東日本大震災以降、津波の脅威に対する意識が高まっている中で、災害発生時の安全対策がこれまで以上に求められています。

そのため、万が一の災害発生に備え、危険箇所の災害防止対策を進め、災害発生時に被害を最小限に食い止めるための準備を地域全体で推進していく必要があります。

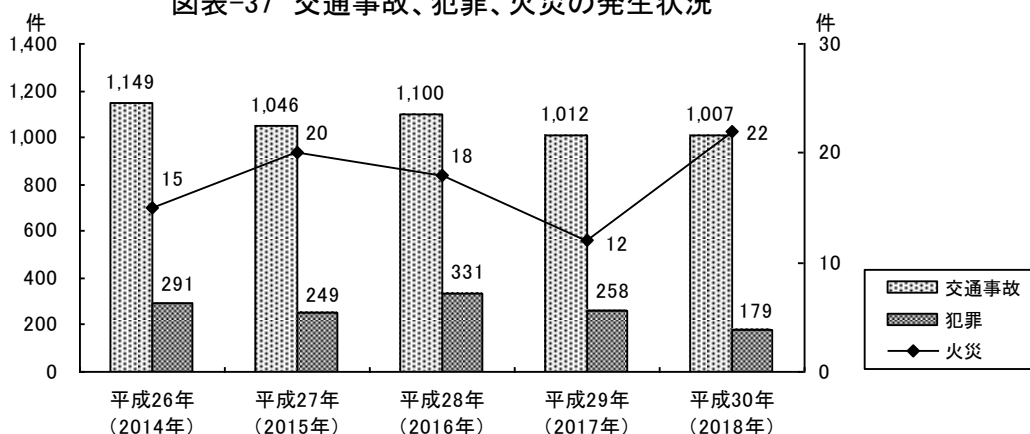
さらに、安心・安全な地域づくりのために、引き続き市民、団体、関係機関が連携して地域の交通安全・防犯対策に取り組むことが重要です。

図表-36 住んでいる地区が災害等に対して安全だと思うか



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-37 交通事故、犯罪、火災の発生状況



※各年 12 月 31 日現在

資料：匝瑳警察署、消防本部

施策の展開

3-4-1 防災対策の充実

取組方針

災害の発生予防及び被害軽減に向け、平常時における予防活動と災害発生時における応急対策及び迅速な復旧活動を可能にする体制の強化を図ります。また、津波を想定した防災対策の推進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
危機管理体制の強化	災害発生時に迅速かつ的確な判断及び行動がとれるよう、庁内の危機管理体制の強化とマニュアル等の整備とともに、より実効的な防災訓練を計画し、継続的な実施を図ります。	総務課
急傾斜地崩壊対策の充実	土砂災害から市民の生命を守るため、危険箇所の点検及び状況に応じた急傾斜地の崩壊防止対策を推進します。	建設課
防災意識の高揚	多くの市民の参加が得られるよう、防災訓練の内容等を検討するとともに、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	総務課
自主防災組織の活動支援と連携強化	自主防災活動を支える人材（防災士等）の育成や、自主防災組織と地域の様々な団体との連携を強化することにより地域防災力の強化を図ります。	総務課
避難所の機能強化	生活必需品の備蓄、衛生環境の整備等、避難所の機能強化を図ります。	総務課
防災行政無線の整備	災害発生時の情報を迅速かつ的確に伝えるため、戸別受信機の設置促進や保守について、広報紙やホームページ等を活用し推進します。	総務課
津波災害対策の推進	津波防災意識の醸成や地域の防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な津波対策を推進します。	総務課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
防災行政無線戸別受信機設置数	10,976 台 ※平成30年度末	12,000 台
災害等に対して安全だと思う市民の割合	67.4% ※平成30年7月	70.0%

施策の展開

3-4-2 消防・救急体制の強化

取組方針

火災発生防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、消防施設・設備及び救急救命対策の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
消防設備等の充実	各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行います。	総務課
消防団及び消防組合の活動支援	消防団協力事業所表示制度の推進、必要な費用の負担等、消防団及び消防組合の活動支援の充実に努めます。	総務課
防火意識の普及・啓発	消防組合との連携により、「住宅用火災警報器」の設置義務の周知をはじめ、市民の防火意識の普及・啓発に努めるとともに、イベント時での広報等、火災予防の普及・啓発に向けた取組を促進します。	総務課
救急救命対策の充実	消防組合との連携により、応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置を促進し、救命率の向上を図ります。	総務課
消防団員の確保対策	消防団員募集の広報・啓発の充実や、機能別消防団員制度を導入し、消防団員の確保を図ります。	総務課
匝瑳消防署の建替え整備の促進	匝瑳市横芝光町消防組合基本構想に基づき、施設の建替整備を促進します。	総務課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
消防団員数	652 人 ※平成30年度末	685 人
AED設置台数	102 台 ※平成30年度末	115 台

施策の展開

3-4-3 防犯体制の強化

取組方針

関係機関等と連携しながら、防犯活動の活性化及び防犯設備の整備・維持管理を促進します。また、まちぐるみで地域を見守る体制づくりを推進し、意識の醸成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
防犯に関する情報提供と意識の醸成	防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供の充実、地域・学校での防犯教室の実施を推進し、防犯意識の醸成を図ります。	環境生活課 学校教育課
まちぐるみ防犯活動の促進	警察署及び防犯協会との連携強化を図るとともに、防犯活動を行う自主組織の育成支援に努め、まちぐるみでの防犯活動を促進します。	環境生活課
防犯設備の整備	夜間における犯罪、事故の発生を防ぐため、防犯灯等の防犯設備の整備及び維持管理を推進します。	環境生活課
防犯まちづくり推進条例に基づく施策の推進	犯罪防止のため、自治体や関係機関、市民、事業者等の役割や責務を定めた「防犯まちづくり推進条例」に基づき、安全なまちづくりを推進します。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
防犯活動を行う自主組織数	14 団体 ※平成 30 年度末	
犯罪発生件数（認知数）	168 件／年 ※平成 30 年度末	

施策の展開

3-4-4 交通安全対策の充実

取組方針

関係機関等と連携しながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、誰もが安心して通行することのできる安全な道路環境づくりを推進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催	子どもや高齢者にわかりやすく、実際に役に立つ知識を吸収してもらうため、交通安全教室の内容等を工夫するとともに、教材等の充実を図り、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	環境生活課
安全な道路環境の整備	歩道整備及び道路拡幅を推進するとともに、交通安全施設の点検・整備等、通行しやすい道路環境の整備を推進します。	環境生活課 建設課

取組	取組の概要	主管課
交通バリアフリー化の推進	公共交通機関の車両や施設、道路施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が安全に移動できる環境を整備します。	関係各課
通学路の安全確保	通学路にあたる道路の整備・拡幅を推進するとともに、地域住民による交通安全活動や街頭交通指導等の活動を促進し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めます。	環境生活課 建設課 学校教育課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
交通事故発生件数	107 件／年 ※平成 30 年度末	
子ども・高齢者を対象とした交通安全教室参加人数	2,919 人／年 ※平成 30 年度末	3,000 人／年

基本目標 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる (教育・交流・移住・定住分野)

施策 4－1 学校教育の充実

施策の大綱

子ども達の学ぶ意欲を育て、「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「郷土を誇りに思う心」をはぐくみます。

また、情報化・グローバル化に対応した教育、特色ある学校づくりと一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導及び支援を図ります。

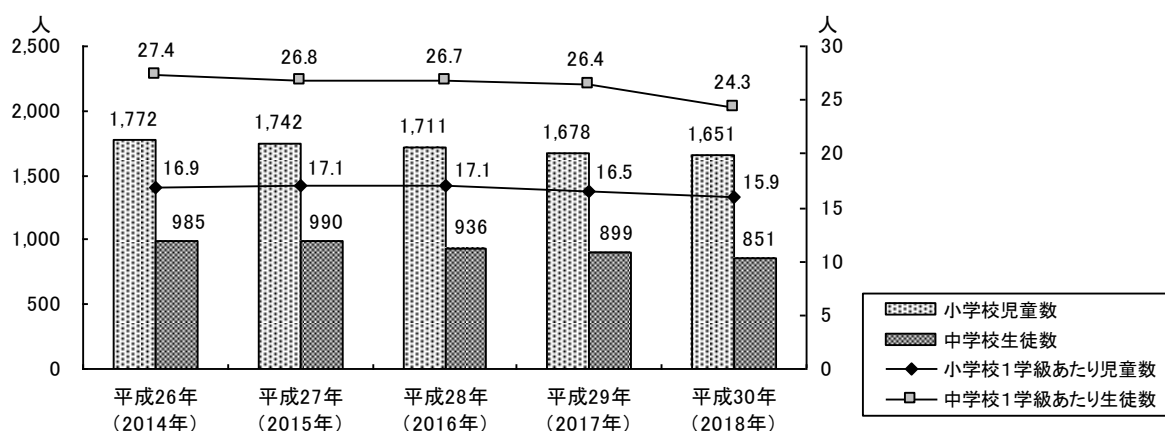
家庭や地域との連携を強化するとともに、子ども達が安全で安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策推進の背景と課題

子ども達一人ひとりが、変化の激しいこれからの社会を生きる力を身に付け、進んで社会に貢献できるようになるためには、学校・家庭・地域が一体となって、豊かな人間性と健やかな体の育成に取り組むとともに、きめ細かな指導と教育の質の向上等により、基礎学力の定着と、自ら課題を見つけ進んで解決していくことができるようになる必要があります。

また、一日のうち多くの時間を過ごす学校施設と通学路においては、子ども達の安全を確保するための環境づくりを推進していく必要があります。

図表-38 小学校・中学校の状況



※各年5月1日現在

資料:学校基本調査

施策の展開

4-1-1 生きる力をはぐくむ豊かな学校生活の充実

取組方針

「生きる力」をはぐくむため、社会情勢に応じた教育の推進及び教職員の資質の向上を図るとともに、充実した学習環境の中で、地域特性を活かした特色ある教育を進めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
確かな学力の育成	学力調査等により児童生徒の学力を把握し、状況に応じた学習内容の工夫・検討を図るとともに、各校の効果的な取組を市内の全校で共有できる仕組みを構築し、また、家庭学習の定着を支援します。	学校教育課
豊かで健やかな心身の育成	体育大会や学校保健・体育活動、様々な体験や道徳教育、読書活動等を通じて、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	情報機器を整備し、情報処理能力の向上を図るとともに、情報モラル教育を推進することで、情報化に対応した教育の充実を図ります。	学校教育課
グローバル化に対応した教育の充実	各中学校に外国人のALT（外国語指導助手）を配置し、英語科の授業で活用するとともに、小学校の外国語教育においてJTE（日本人の英語指導助手）を配置し、英語教育の推進を図ります。	学校教育課
学校における食育の推進	学校給食センターの見学や栄養士・調理員による給食時間の講話、食に関する学習等を推進し、食育に対する意識の醸成に努めます。	学校教育課
特色ある教育の推進	各教科や総合的な学習の時間等を通して、郷土の歴史や産業、伝統文化、環境保全等を学習し、特色ある教育の推進を図ります。	学校教育課
キャリア教育の推進	児童生徒一人ひとりのキャリア発達に必要な意欲・態度や能力を育てるため、発達段階に即した教育を各教科及び職場見学、職場体験等を通して推進します。	学校教育課
少子化に対応した活力ある学校づくり	児童数の少ない学校において、行事等を複数の学校で実施する等、少子化に対応した活力ある学校づくりに努めます。	学校教育課
学校施設・設備の整備	安心・安全な学校生活環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を推進します。	学校教育課

取組	取組の概要	主管課
教職員の資質向上	現代的な課題を踏まえるとともに、地域に関連した内容を取り入れる等、研修内容の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合	79.0% ※平成30年末	85.0%
家で、学校の授業の予習・復習をしている児童生徒の割合	56.6% ※平成30年末	60.0%
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	88.0% ※平成30年末	90.0%

施策の展開

4-1-2 きめ細かな指導体制と相談支援の充実

取 組 方 針

一人ひとりの個性や能力、状況等に応じた指導ができる体制の充実を図るとともに、悩みや不安等を気軽に相談できる体制づくりを推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
補助教員の配置	きめ細かな指導を行うため、支援が必要であると認められる学校、学級に補助教員を配置します。	学校教育課
サタデースクールの充実	公共施設を利用したサタデースクールの充実を図るとともに、参加促進に努め、基礎的・基本的学力の定着を図ります。	学校教育課
ライフサポートファイルの活用	特別な支援や配慮が必要な児童生徒の一貫した相談指導を行うためのライフサポートファイルを児童生徒の保護者等に紹介し、活用の促進を図ります。	福祉課 学校教育課
専門家による相談支援の充実	いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーや相談員等の専門家による相談・指導等の支援の充実を図ります。	学校教育課
就学援助の実施	経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用等の援助を行います。	学校教育課

取組	取組の概要	主管課
特別支援教育の充実 【再掲】	通常の学級において、すべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援（インクルーシブ教育）を図るとともに、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の適切な提供を行います。	学校教育課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
補助教員配置人数	27 人 ※平成30年度末	27 人
スクールカウンセラー配置数（毎週配置）	5 人 ※平成30年度末	5 人

施策の展開

4-1-3 家庭・地域との連携強化

取 組 方 針

地域に開かれた学校を推進し、地域の人材や意見を積極的に学校教育の場に活用するとともに、PTA活動の活性化を図り、家庭との連携体制の強化に努めます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
地域人材の活用	優れた知識や技術を有する地域の人材を、積極的に学校教育に活用し、教育の充実を図ります。	学校教育課
学校資源の地域活動への活用	地域活動等に対し、学校体育施設の開放を推進します。	学校教育課 生涯学習課
学校開放の推進	地域と学校の結びつきを強めるため、学校行事に地域住民が参加できるよう工夫し、地域活動団体と連携した学校行事の展開を推進します。	学校教育課
学校支援ボランティアの充実	多くの市民の目で、子ども達を守り育てていくために、学校支援ボランティアの充実を図ります。	学校教育課
PTA活動の活性化	PTA会員の交流や活動事例の紹介等のほか、補助金や活動場所の提供等を通して、PTAの自主的な活動の活性化を図ります。	生涯学習課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
特別非常勤講師配置校数	13 校 ※平成 30 年度末	13 校
学校支援ボランティア数	264 人 ※平成 30 年度末	360 人
学校と家庭・地域との連携がなされていると思う市民の割合	67.4% ※平成 30 年 7 月	70.0%

施策の展開

4-1-4 学校内外の安全の確保

取 組 方 針

地域や家庭、関係機関等と連携しながら、子どもの安全を確保するための体制強化を図るとともに、学校施設の長寿命化を進めます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
学校内での犯罪・事故防止対策の推進	学校内の犯罪や事故の防止を図るため、より実践的な防犯・事故防止マニュアルの策定・活用を推進します。また、応急手当の裾野を広げるため、教育現場における A E D を活用した救命救急講習の実施を図ります。	学校教育課
災害時の安全確保	保護者や地域住民と連携しながら、地域の環境に合った防災訓練・避難訓練を実施するとともに、防災に関する知識の普及や災害時のための準備等を行い、災害時の児童生徒の安全確保及び連絡体制整備を図ります。	総務課 学校教育課
登下校時の安全確保	関係機関と連携しながら、見守り活動や不審者情報の提供等を推進し、また、メール配信を通して、登下校時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、連絡体制の整備を図ります。	学校教育課
「こども 110 番の家」の強化	各地区に設置されている「こども 110 番の家」の周知を行うとともに、より深い連携構築を図ります。	学校教育課
学校施設の長寿命化	学校施設の機能性及び安全性を確保するため、学校施設の長寿命化を計画的に進めます。	学校教育課

数 値 目 標

指 標	現 状	目 標 (令和 5 年度)
子ども達にとって安心して学ぶことができる場となっていると思う市民の割合	80.0% ※平成 30 年 7 月	85.0%
小中学校トイレ大規模改修事業実施校	4 校 ※平成 30 年度末	13 校

施策４－２ 生涯学習・生涯スポーツの推進と青少年の健全育成

施策の大綱

市民のニーズを踏まえた多様な生涯学習・生涯スポーツ活動の機会を提供するとともに、その成果を適切に活かすことのできる環境の充実を図ります。

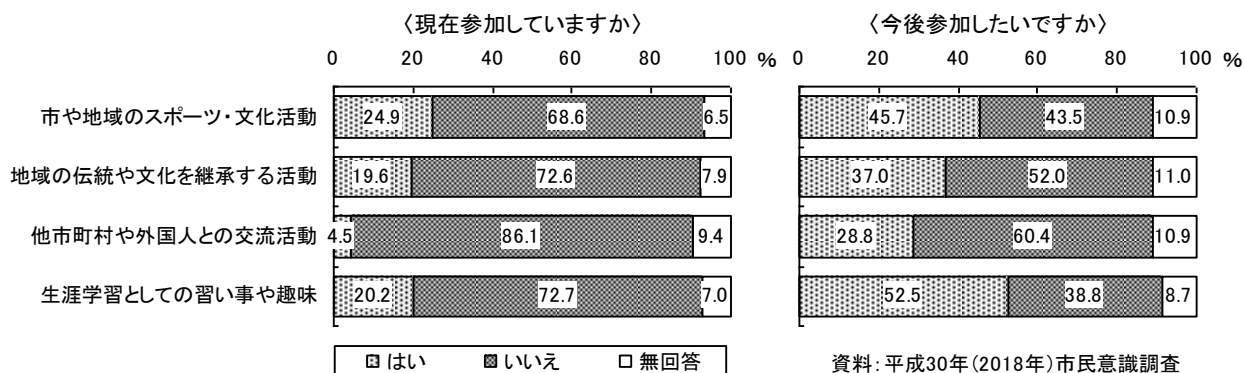
また、青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、家庭、学校、地域等と連携して青少年の健全育成を図ります。

施策推進の背景と課題

市民意識調査によると、現在、生涯学習としての習い事や趣味の活動に参加している人の割合は約２割となっていますが、今後、参加したいと思っている人は５割を超えており、ニーズは高く、多くの市民に生涯学習の機会を提供するよう努めていく必要があります。

生涯学習や生涯スポーツを通じた交流は、一人ひとりの生きがいくつくりだけではなく、地域コミュニティの育成や青少年の健全育成にもつながることから、生涯学習・生涯スポーツ意欲を実践に移すことができるよう、学習の提供や学習活動における指導者、ボランティアの育成、活動できる場の確保等、楽しく学べる環境づくりが必要です。

図表-39 余暇活動への参加状況及び参加意向



施策の展開

4-2-1 生涯学習の推進

取組方針

多様化するニーズに応じた生涯学習の機会の充実を図るとともに、活動の成果を発表する場の充実に努め、市民の自主的な活動の促進を支援します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
各種講座・教室の充実	市民の学習ニーズを把握しながら各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。	生涯学習課
活動成果を発表する場の充実	生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。	生涯学習課
自主的な活動の促進	市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、様々な情報提供や活動の場の充実、活動紹介等を行います。	生涯学習課
図書館の充実	市民のニーズに応じた図書館の蔵書の充実及び機能強化を図り、読書の普及促進に努めます。	生涯学習課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
公民館講座開催回数・参加者数	280 回／年 3,428 人／年 ※平成30年度末	290 回／年 3,600 人／年
生涯学習センター講座開催回数・参加者数	70 回／年 1,102 人／年 ※平成30年度末	75 回／年 1,200 人／年
図書館利用者数・貸出冊数	53,317 人／年 270,258 冊／年 ※平成30年度末	58,000 人／年 300,000 冊／年

施策の展開

4-2-2 生涯スポーツの振興

取組方針

施設の整備及び有効活用を図ることで、生涯スポーツ及びレクリエーションの活動拠点を確保し、気軽に楽しむことのできる環境づくりに努めるとともに、スポーツに関わる人材の発掘・育成を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用	スポーツ・レクリエーション施設の安全かつ快適な利用に向けた維持管理に努めるとともに、パークゴルフ場をはじめとしたスポーツ施設の有効活用に努めます。	生涯学習課
スポーツ大会・教室と生涯スポーツの充実	各種スポーツ大会や体験活動等の各種イベントやスポーツ教室の充実と参加促進を図るとともに、「市民一人1スポーツ」を目指し、いつでも誰でも気軽に参加できる生涯スポーツの促進を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進計画の策定	スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、スポーツ推進計画を策定します。	生涯学習課
自主的な活動の促進【再掲】	市民の自主的な活動を促進するため、サークル活動に対し支援するとともに、様々な情報提供や活動の場の充実、活動紹介等を行います。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブの運営支援	新たな総合型地域スポーツクラブの設立を視野に入れながら、関係団体等と連携して、既存クラブの運営支援及び活性化を図ります。	生涯学習課
指導者の発掘・育成	関係団体と連携しながら、研修会や講習会を実施し、指導者の発掘・育成を推進します。	生涯学習課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
スポーツ教室への参加者数	4,660人／年 ※平成30年度末	5,000人／年
パークゴルフ場利用者数	—	24,000人／年

施策の展開

4-2-3 青少年の健全育成

取組方針

青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、多様な主体が連携し、あらゆる場面や機会を通じて青少年を見守る体制づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
青少年団体活動の活性化	青少年活動を行う団体等に対する活動支援の充実と団体相互の連携を促進します。	生涯学習課

取組	取組の概要	主管課
スポーツ・体験活動の推進と参加促進	「カローリング」等のニュースポーツや「ボッチャ」等の障害者スポーツの体験を推進します。また、自然観察会、親子料理教室等を引き続き行うとともに、通学合宿事業の充実を図り、活動への参加を呼びかけ、子ども達の健全育成を図ります。	生涯学習課
情報モラル教育の推進	インターネットやSNS等の利用における情報モラル教育を小学生から計画的に行います。	学校教育課
家庭の教育力の向上	家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や小中学校において家庭教育学級を開設し、参加を促進します。	生涯学習課
見守り指導体制の強化	P T Aや青少年相談員、地区社会福祉協議会等と連携しながら、地域全体で青少年を見守り、指導していく体制を強化します。	生涯学習課 学校教育課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
青少年体験活動参加者数	810 人／年 ※平成 30 年度末	1,000 人／年
家庭教育学級一人あたりの参加数	2.43 回／年 ※平成 30 年度末	3 回／年

施策 4－3 地域文化の振興

施策の大綱

心の豊かさや暮らしに潤いをもたらす芸術文化にふれあう機会を提供するとともに、各種団体による自主的な芸術文化活動を支援します。

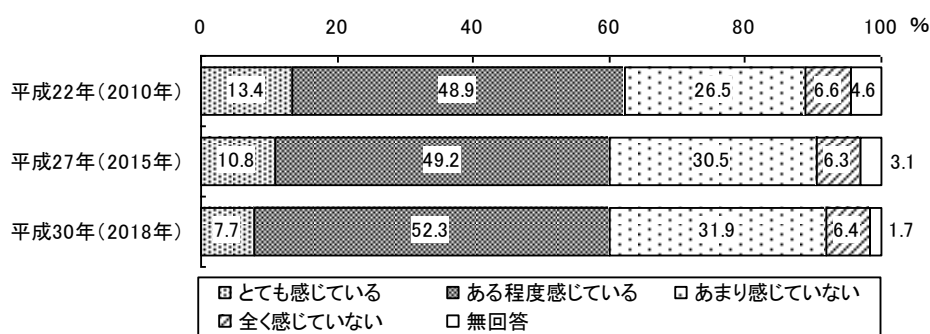
また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護・活用に努めます。

施策推進の背景と課題

近年では、自然環境や文化財への価値が見直され、地域資源や貴重な観光資源として、また地域の誇りとして再認識されてきています。本市には歴史的建造物や地域に根ざした祭り等、数多くの有形・無形の文化財が存在し、市民の誇りとなっており、市民意識調査では、地域の伝統や文化に対する愛着を感じる人の割合が6割となっています。

本市の貴重な文化財や地域に根付いた身近な伝統文化を大切にし、後世に伝えていくための意識の醸成及び保存活動の促進を図るとともに、地域に愛着を感じることができるよう、その価値を広くPRしていく必要があります。

図表-40 地域の伝統や文化に愛着を感じているか



資料：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

4-3-1 芸術文化にふれあう機会の充実

取組方針

市民の自主的な活動に対する支援の充実を図るとともに、優れた芸術文化にふれる機会の充実及び参加促進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
芸術文化活動団体の活動支援	芸術文化活動団体の活動の活性化に向け、団体相互の連携促進及び活動支援を図ります。	生涯学習課
活動成果の発表の場の充実	市民の芸術文化活動の成果を発表する場を充実させ、活動意欲の醸成と相互の交流を促進します。	生涯学習課
芸術文化を鑑賞する機会の充実	芸術文化イベントを開催し、市民が優れた芸術文化を鑑賞することのできる機会の充実に努めます。	生涯学習課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
文化団体数	54 団体 ※平成30年度末	60 団体
文化祭来場者数	2,366 人／年 ※平成30年度末	2,400 人／年

施策の展開

4-3-2 歴史的建造物・文化財の保全とPR

取組方針

有形・無形の文化財に対する意識の醸成を図り、地域の財産としてその保全とPRに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
歴史文化財を活用したイベントの充実	地域の歴史や文化財に対する意識の醸成を図るため、歴史的建造物等を活用した文化イベントの開催や歴史・文化にふれることのできる機会を提供します。	生涯学習課
文化財の保全・PR	指定文化財の保存・修理及び本市にある文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の保全に努めるとともに、文化財資源の情報を市内外に発信します。	生涯学習課

取組	取組の概要	主管課
文化財ガイドボランティアの育成・活用	地域の文化財を紹介するガイドボランティアを育成し、積極的に活用していくことで、本市の文化財の価値に対する認識を広めます。	生涯学習課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
文化財指定（登録）数	80 件 ※平成30年度末	
文化財ガイドボランティア登録者数	4 人 ※平成30年度末	6 人

施策の展開

4-3-3 伝統文化の継承促進

取 組 方 針

古くから伝えられる地域に根付いた文化の継承を促進するため、後継者の育成に努めるとともに、その価値を広く市内外に周知していきます。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
活動の活性化と後継者の育成	伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化を図るとともに、高齢化している担い手の後継者の育成を図ります。	生涯学習課
伝統文化に対する意識の高揚	多くの市民が伝統文化にふれることのできる場を充実させ、伝統文化に対する意識の高揚を図ります。	生涯学習課
伝統文化のPRの推進	観光分野と連携しながら、木積の「ふじ祭り」や「箕づくり」等、本市の伝統文化のPRを推進し、その価値を市内外に広めます。	生涯学習課 産業振興課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
伝統文化保存団体数	13 団体 ※平成30年度末	
地域の伝統や文化に愛着を感じている市民の割合	60.0% ※平成30年7月	70.0%

施策４－４ 男女共同参画の促進

施策の大綱

家庭、学校、地域等のあらゆる場において、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現に向けた取組を推進します。

また、男女が共に、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

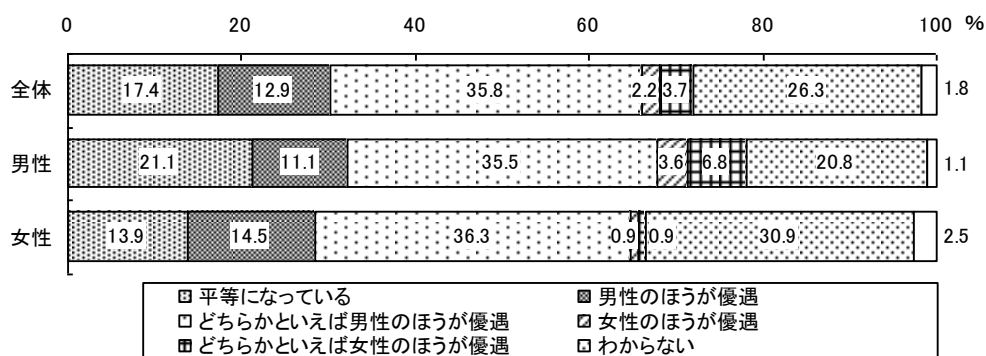
施策推進の背景と課題

男女共同参画に対する理解やその重要性に対する認識は高まってきているものの、地域社会における慣習・慣行には、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っています。

男性も女性もお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

そのためには、男女共同参画意識の醸成に加えて、市民や地域活動団体、事業者等の主体的な行動を促す環境づくりと具体的支援を推進していく必要があります。

図表-41 普段の生活や社会全体の中での男女平等に関する意識



施策の展開

4-4-1 男女共同参画意識の醸成と推進体制の充実

取組方針

男女共同参画に関する学習機会の充実や意識啓発を推進し、地域における男女共同参画を推進するための体制の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
男女共同参画意識の把握と向上	男女共同参画に関する市民意識の把握に努めるとともに、講演会等を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。	企画課
固定的性別役割分担等の是正に関する意識啓発	慣習・慣行等にある固定的な性別役割分担意識や男女差別の是正に関する意識啓発・学習機会の充実を図ります。	企画課
男女共同参画推進体制の充実	関係機関と連携しながら、地域における男女共同参画施策の推進を図ります。	企画課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
社会全体において男女が平等になっていると思う市民の割合	17.4% ※平成30年7月	25.0%

施策の展開

4-4-2 誰もが能力を発揮できる地域社会づくりの推進

取組方針

関係機関との連携を強化し、家庭や地域、職場等において、性別にかかわらず、個人が持つ能力を十分に発揮することができる地域社会づくりを促進します。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
方針決定過程への女性参画の拡大	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、あらゆる場面の意思決定の場において男女の均等な参画を促進します。	企画課
家庭や地域、職場における男女共同参画の促進	家庭や地域活動、職場等において、男女が共に能力を発揮し、責任を果たしていくことができる環境整備を促進します。	企画課 産業振興課

取組	取組の概要	主管課
就労の再チャレンジ支援の推進	県等の関係機関と連携し、育児や介護等により一旦離職した人が、希望に沿った再就職・起業等が実現できる再チャレンジ支援を推進します。	産業振興課 企画課
働き方改革の促進【再掲】	仕事と生活の調和のとれた生活が送れるようワーク・ライフ・バランスの考え方を広く啓発し、市内事業所へ浸透させることにより、事業所の働き方の改革につながるよう働きかけを行います。	産業振興課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
審議会・委員会の女性委員比率	22.6% ※平成30年4月	30.0%

施策４－５ 移住・定住及び多様な交流の促進

施策の大綱

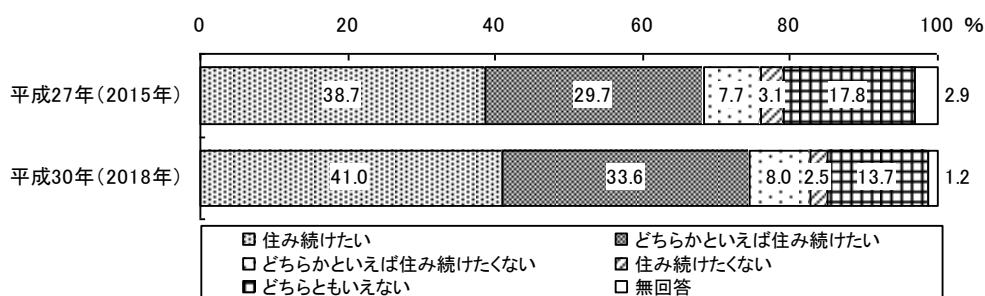
豊かな自然と住み良い生活環境が広がる本市の良さを知ってもらい、魅力を感じてもらえるよう、シティプロモーション活動を推進するとともに、移住・定住につながる支援や、きめ細かな情報の発信、相談体制の充実、多様な交流の促進を図ります。

施策推進の背景と課題

人口減少を抑制し、地域の活力を維持・活性化していくためには、移住・定住の促進とともに、地域の魅力向上を図り、多様な交流を促進し、新しい人の流れを創り出していくことが重要です。

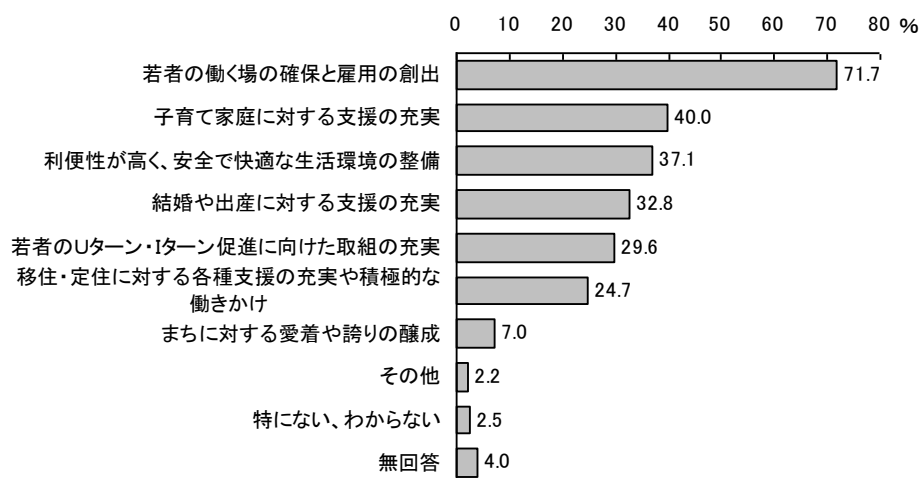
ＵＩＪターン希望者に対するきめ細かな情報の提供や相談できる機会の確保、また、多様化する都市住民の趣向等に対応した多様な交流促進が求められます。

図表-42 定住意向



資料：平成27年(2015年)、平成30年(2018年)市民意識調査

図表-43 人口減少に歯止めをかけるために取り組むべき施策



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

4-5-1 移住・定住に対する支援の充実

取組方針

移住の促進を図るとともに、移住者の受け入れに向けた環境づくりや定住に関する情報の発信を行います。若者の定住が可能となるよう結婚への支援、就労の場づくりを図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
転入者に対する助成制度の充実	新築又は中古住宅を取得した転入者に奨励金を交付する等、移住希望者に対する助成制度の充実を図ります。	企画課
空き家バンクの充実	空き家バンクへの積極的な登録を促進し、移住及び定住希望者への情報発信を図ります。	企画課 都市整備課
移住者を受け入れる環境づくり	住宅等の暮らしに関する総合的な相談体制の強化等、移住者をスムーズに受入れるための環境づくりを推進します。	企画課
シティプロモーション活動の推進	新たな定住先として選択されるよう、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、住宅、生活、雇用等の情報の幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行います。	企画課 産業振興課
婚活に対する支援制度の充実	男女の出会いの場の提供や婚活サポーターの確保を図り、出会い創出事業の充実を図ります。	企画課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
転入者マイホーム取得奨励金を活用した転入者数	508 人 ※平成30年度末	1,018 人
空き家バンク成約物件数	13 件 ※平成30年度末	28 件
出会いの場参加者数	68 人／年 ※平成30年度末	80 人／年
婚活サポーター数	4 人 ※平成30年度末	10 人

施策の展開

4-5-2 多様な交流の促進

取組方針

国際交流団体の活動の活性化を図るとともに、各種団体が行う交流活動を支援します。また、外国人や都市住民が滞在しやすい環境づくりに努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
国際交流団体の活動支援	語学教室や在住外国人との交流活動を推進する国際交流団体の活動に対する支援を行うとともに、新しい交流イベントを実施する等、国際交流のさらなる充実を図ります。	企画課
自治体間交流の促進	気候風土や地域性の異なる国内外の自治体等との交流を推進し、様々なイベントや体験活動等を通じた市民同士の交流促進を図ります。	企画課 産業振興課
外国人や都市住民の受入体制の整備	外国語での情報発信や外国人や都市住民を対象とした交流イベントの実施等、外国人や都市住民が立ち寄りやすい環境づくりを推進します。	企画課 産業振興課
地域を支える関係人口づくり	地域や地域の人々と多様な形で関わり、地域づくりの担い手となることが期待できる関係人口を増やす取組を検討・推進します。	企画課 関係各課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
他市町村や外国の人達と交流活動をしている市民の割合	4.5% ※平成30年7月	5.0%
国際交流協会事業参加者数	712人／年 ※平成30年度末	750人／年

基本目標 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる (市民協働・行財政分野)

施策 5-1 コミュニティの育成と市民との協働によるまちづくりの推進

施策の大綱

地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図るため、コミュニティの育成や施設の整備、地域活動団体の活動支援の充実を図ります。

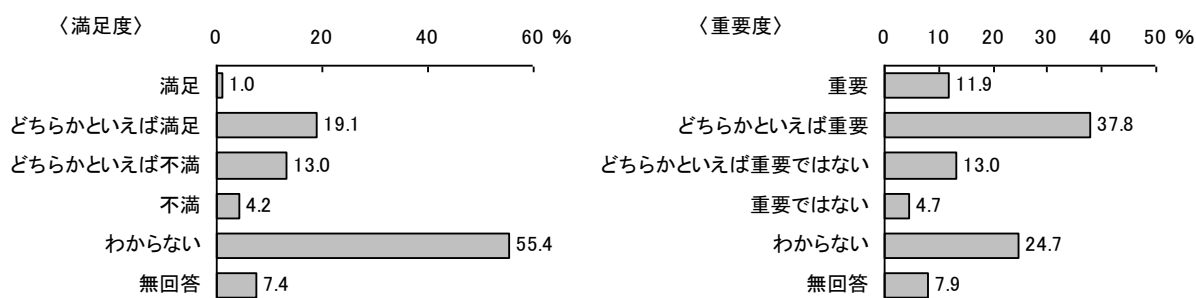
また、市民、地域活動団体及び企業等の多様な主体が協働への理解を深め、積極的にまちづくりに携わることができる環境づくりを進めます。

施策推進の背景と課題

本市は、もともと地域の連帯感が強い土地柄ですが、時代とともに地域における結びつきや近隣関係の希薄化も進んでいることから、コミュニティセンター等の拠点施設の有効活用を促進しながら自主的な活動を支援するとともに活動を牽引するリーダーを育成し、コミュニティ活動の活性化を図っていく必要があります。

また、地域が抱える課題や市民ニーズは多様化し、行政だけで対応するのは難しくなっています。このような状況の中、市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体が積極的にまちづくりに携わることで、様々な活力がまちづくりに活かされ、行政だけでは対応が困難な課題を解決に導いていくものと考えます。多様な主体がこれまで以上に連携を深め、お互いの立場を理解、尊重し、得意分野で力を出し合い、地域の特性を活かした協働によるまちづくりを着実に推進していくことが重要です。

図表-44 コミュニティの育成と交流活動の促進



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

5-1-1 地域づくり活動の活性化支援

取組方針

自主的な地域活動が活発に行われるための環境づくりを推進するとともに、市民が気軽に参加できるための情報提供及び機会の創出を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域活動団体に対する支援	地域づくり活動の活性化を図るため、地域振興協議会等、地域活動団体に対する助成を行うとともに、活動を牽引するリーダーの養成を支援します。	環境生活課
団体同士の連携促進	地域活動団体に関する情報提供や団体同士の交流機会の創出を図り、連携した地域づくり活動の活性化を図ります。	環境生活課
地域活動への参加促進	市民が地域活動に気軽に参加できるよう、世代間交流や地域間交流の機会を充実させ、地域活動やイベント等に関する情報提供を充実させます。	環境生活課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
地域づくり活動へ参加している市民の割合	37.1% ※平成30年7月	38.5%

施策の展開

5-1-2 コミュニティの育成及び施設の整備・活用

取組方針

コミュニティの育成支援の充実を図るとともに、老朽化が進むコミュニティ施設の改修・整備を促進し、施設の有効活用を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
コミュニティの育成支援の充実	地域課題の解決やコミュニティの活性化につながるよう市民協働の視点から支援制度の充実を図ります。	環境生活課
市民ふれあいセンターの充実	コミュニティの拠点機能を持つ市民ふれあいセンターの施設・設備の充実や計画的な改修を進めます。	福祉課

取組	取組の概要	主管課
地区コミュニティセンターの活用	市内9地区に整備されている地区コミュニティセンターの有効活用及び適正な管理を推進します。	環境生活課
集会施設の改修支援	自治会が設置する各地区の集会施設について、老朽化に伴う改修を支援します。	環境生活課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
地区コミュニティセンター利用者数	19,730人／年 ※平成30年度末	19,000人／年 以上の維持

施策の展開

5-1-3 市民と行政との協働によるまちづくりの推進

取 組 方 針

市民提案型事業等の活用やまちづくりを担う人材及び組織の育成を図りながら、多様な協働のかたちによるまちづくりを推進します。

取 組 内 容

取組	取組の概要	主管課
市民協働の推進	地域の活性化や課題の解決へ向けた市民提案型事業の活用のほか、協働に関する事業の紹介や人材育成を促進するための支援等により協働のまちづくりを推進します。	環境生活課 関係各課
高校生等の若者が参画する市民協働事業の推進	高校生をはじめとする若者が参画する事業の促進と支援を図ります。また、市の事業等を高校生に紹介する出前講座等の実施により、まちづくりへの意見の提案等ができる環境づくりを推進します。	環境生活課 企画課 生涯学習課
地域活動組織・リーダーの育成	地域活動を担うNPO法人や各種団体、活動を牽引するリーダーの育成を図ります。	環境生活課
地域の人材が活躍できるボランティア制度の充実	ボランティア連絡協議会や市民活動サポートセンター等と連携して、市民活動団体を把握・データベース化するとともに、情報提供や相談機能を充実させ、市民活動を支援します。	環境生活課
計画段階からの市民参画の推進	公募等による市民参加やパブリックコメントの実施等により計画段階からの市民参画を推進します。	総務課

取組	取組の概要	主管課
市職員の地域活動への参加促進	市職員が地域住民の一人として積極的に地域活動に参加し、地域ニーズの把握と協働に向けた連携体制の強化を図ります。	総務課 環境生活課
協働による平和事業の推進	平和都市宣言の趣旨を広く市民に普及していくため、市民との協働による平和事業を推進します。	総務課

数 値 目 標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
協働によるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	24.2% ※平成30年7月	28.5%
市民提案型事業採択団体数	4団体／年 ※過去2年間の平均	5団体／年
地域振興活動へ参加している市民の割合	6.5% ※平成30年7月	7.0%
パブリックコメント実施回数・提出意見数	5回／年 5件／年 ※平成30年度末	5回／年 15件／年

施策５－２ 市民にわかりやすいまちづくりの推進

施策の大綱

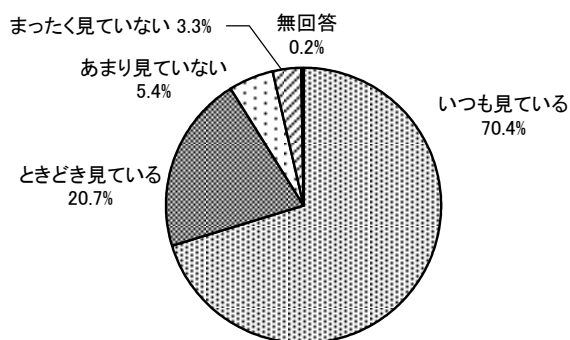
効果的な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聴く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有して、市民にわかりやすいまちづくりを推進します。

施策推進の背景と課題

広報そうさを見ている人は９割以上いるのに対し、市ホームページを見ている人は３割程度にとどまっています。即時性や情報提供能力の高い市ホームページの閲覧率を高め、情報共有の有効なツールとして活用していく必要があります。

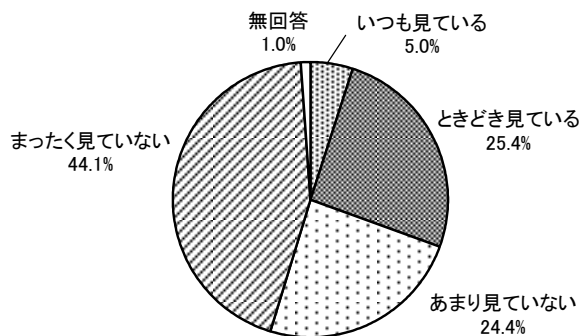
市民と行政が共にまちづくりを進めていくためにも、市政情報をわかりやすく市民に周知するとともに、幅広い年齢層及び分野の市民から、多くの意見を聴く必要があります。

図表-45 市の広報紙(広報そうさ)について



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

図表-46 市のホームページについて



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

5-2-1 市民に役立つ情報提供の推進

取組方針

まちづくりに関する情報をわかりやすく提供していくとともに、迅速かつ適正な情報公開を進め、透明性の高い市政運営に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
わかりやすい行政情報の提供	市の現状や取組状況等の行政情報について、引き続き広報紙や市ホームページ、出前講座等でわかりやすく情報提供していきます。	秘書課 生涯学習課
市民との意見交換の場の充実	まちづくり座談会等に参加する機会の周知を図り、市民と行政が意見交換することができる場の充実を図ります。	秘書課
政策決定過程の公開	審議会における審議結果等、政策決定過程を市ホームページに公表します。	総務課
情報公開制度の活用促進	迅速かつ適正な情報公開を推進するとともに、情報公開制度の目的や趣旨、方法等を周知し、制度の有効活用を促進します。	総務課
財政情報の共有と透明性の確保	市ホームページや広報紙等に市の財政状況をわかりやすく掲載し、市民との情報共有及び財政運営の透明性の確保を図ります。	財政課
情報提供方法の工夫	市民が市政情報を積極的に取得することができるよう、情報提供の工夫に努めます。また、民間事業者が提供するサービスを積極的に活用する等、様々な手法により情報提供を図ります。	秘書課 関係各課

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
市ホームページ閲覧数	1,336,387 回／年 ※平成30年度末	1,555,000 回／年
会議結果を公開している審議会等の数	51 組織 ※平成30年度末	60 組織

施策の展開

5-2-2 議会の活性化

取組方針

開かれた議会活動の推進と議員活動の活性化を図るため、議会内容を広く市民に伝え、積極的な情報提供に努めるとともに、議員の活動基盤の充実を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
開かれた議会の推進	議会の内容を広く市民に伝えるため、議会だよりやインターネット中継等の情報発信を充実させ、開かれた議会を推進します。	議会事務局
調査・研究活動に対する支援	議員活動の充実を図るため、透明性を確保しながら、市政に関する調査・研究活動に対する支援を行います。	議会事務局

数値目標

指 標	現状	目標 (令和5年度)
会議傍聴人数	114 人／年 ※平成 30 年度末	120 人／年
議会インターネット中継アクセス件数	16,055 件／年 ※平成 30 年度末	16,100 件／年

施策５－３ 持続可能な行財政運営の推進

施策の大綱

行政を取り巻く社会経済環境が変化する中で、新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため、行財政改革に取り組み、真に必要な公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営を推進します。

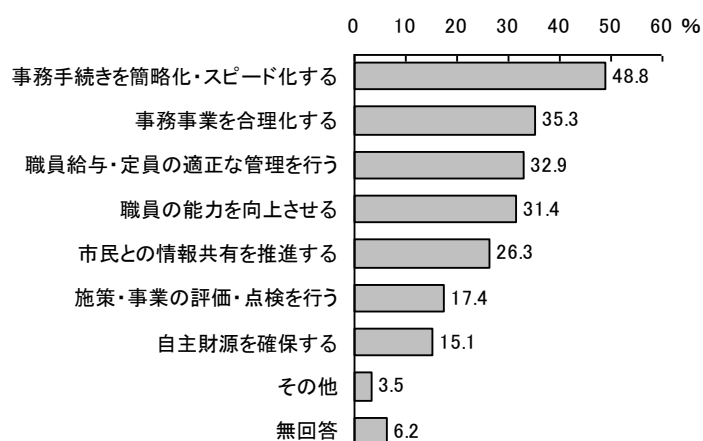
また、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した電子自治体を推進し、様々な分野で市民サービスの向上に取り組みます。

施策推進の背景と課題

本市ではこれまで、組織機構や事務事業の見直し等に努めており、一定の成果をあげているものの、人口減少により市税収入の伸びが見込めないことと併せて、地方交付税についても令和２年度（2020年度）に合併算定替が終了することから、今後、さらに厳しい財政状況が想定されます。持続可能な行財政運営のためにも、的確な財政見通しと経営的な視点を持ち、今まで以上に歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施等を図る必要があります。

また、市民意識調査の結果をみると、市の行財政改革の取組の中で、「事務手続きを簡略化・スピード化する」が最も重要視されていることから、ＡＩ（人工知能）及びＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）といった技術の活用も視野に入れながら、市民サービスのさらなる向上を図っていく必要があります。

図表-47 市の行財政改革の取組で重要なこと



資料：平成30年(2018年)市民意識調査

施策の展開

5-3-1 歳入確保対策の推進

取組方針

税をはじめとする自主財源の確保や市有財産の有効活用等に向けた取組を推進し、財政基盤の強化のため歳入確保に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
地域産業の振興による税収増	企業誘致条例等のPRに努め、企業誘致や市内事業者の業績向上等を支援し、税収の増加を図ります。	産業振興課 税務課
自主財源の確保	税や使用料等の収納率の向上や受益者負担の適正化、ふるさと納税の推進、有料広告収入等により、財源の確保に努めます。	財政課 税務課 企画課 関係各課

施策の展開

5-3-2 事務事業の合理化・効率化と経費節減

取組方針

第4次行政改革大綱等に基づき、行財政運営の一層の合理化・効率化を推進するとともに、経費の節減を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
第4次行政改革大綱の推進	新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図るため、第4次行政改革大綱を推進します。	総務課
第2次財政健全化計画に基づく財政運営の健全化	第4次行政改革大綱との調整を図りながら、第2次財政健全化計画の推進による財政運営の健全化を図ります。	財政課
公共施設等総合管理計画の推進	本市の公共施設等の管理に関して、総合的・戦略的に取り組み、公共施設等総合管理計画を推進します。	財政課
事務事業見直しの推進	行政の役割や公平性の確保、効率的な実施等について、多角的な視点により評価しながら、事務事業の見直しや整理・合理化を推進します。	企画課 総務課

施策の展開

5-3-3 効率的かつ柔軟な運営体制の強化

取組方針

市民ニーズや特定の行政課題に柔軟に対応できる運営体制を強化するとともに、民間的視点を活かし、効率的かつ質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
組織機構の見直しと適正配置	市民ニーズや国の制度改革に柔軟に対応でき、かつ、効率的な行政運営に向け、組織機構の見直し及び職員の適正配置を図ります。	総務課
組織横断的な体制づくり	特定の行政課題に柔軟に対応できるよう、組織横断的な体制づくりを推進します。	総務課 関係各課
民間活力の活用	効率的な行政運営を図るため、指定管理者制度等の民間的視点による行政手法の導入に努めます。	総務課 財政課 企画課

施策の展開

5-3-4 職員の資質向上の推進

取組方針

職員研修の充実を図るとともに、能力を最大限発揮することのできる職場環境を整備することにより、質の高い業務の遂行を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
職員研修の充実と自己啓発の促進	職員の政策形成能力及び業務遂行能力の向上を図るため、職員研修を充実させるとともに、自己啓発に向けた自主的な取組を促進します。	総務課
意欲と能力を引き出す仕組みの構築	職員の意欲と能力を引き出す仕組みとして、職員提案制度等を推進します。	総務課
複線型人事管理の推進	人事異動等を通じて幅広い職務分野を担う人材を育成するとともに、特定の職務分野に精通した職員を計画的に育成する複線型の人事管理を推進します。	総務課

施策の展開

5-3-5 電子自治体の推進

取組方針

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
業務の標準化の推進	業務の標準化を推進し、システム運営経費を抑制するとともに、行政事務の効率化を図ります。また、定型業務のRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）化の導入について検討します。	企画課
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理に対する知識の習得と意識向上を図ります。	企画課
ICT部門の業務継続計画の策定	災害発生時等の非常時優先業務の円滑な遂行を確保することを目的として、ICT部門の業務継続計画を策定します。	企画課
オープンデータの推進	公共データのオープン化を推進し、行政の透明性・信頼性の向上、行政の高度化・効率化、市民や民間企業との連携を図ります。	企画課

施策５－４ 広域行政の推進

施策の大綱

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴う様々な行政需要や課題に対し、近隣自治体及び国・県と連携・協力しながら、その解決に向けて取り組みます。

施策推進の背景と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、市民の日常生活圏が行政区域を越えて拡大し、また、行政需要の多様化・高度化により市単独での解決が困難な課題が増える等、広域連携による対応や課題解決の必要性が高まっています。

今後も、広域的な行政課題に適切に対応するため、近隣自治体との連携を図り、効率的な事務事業の実施に努めるとともに、国や県、共通課題を持つ他自治体等との連携を強化しながら、共同による調査研究及び事業実施に取り組み、多様化・高度化した市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

図表-48 本市が加入している一部事務組合等

名 称	構成団体	内 容
匝瑳市横芝光町消防組合	匝瑳市、横芝光町	消防
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場、ごみ処理
八匝水道企業団	匝瑳市、横芝光町	上水道
東総衛生組合	匝瑳市、旭市、多古町、横芝光町	し尿収集処理
九十九里地域水道企業団	匝瑳市、茂原市、東金市、山武市、横芝光町、大網白里市、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給
東総地区広域市町村圏事務組合	匝瑳市、銚子市、旭市	職員共同採用試験、職員共同研修、ごみ処理
千葉県市町村総合事務組合	県下全市町村・一部事務組合・広域連合	公平委員会、常勤職員の退職手当、交通災害共済、非常勤職員の公務災害、職員共同研修、自治研修センターの運営ほか
千葉県後期高齢者医療広域連合	県下全市町村	後期高齢者医療保険

施策の展開

5-4-1 近隣自治体との連携強化

取組方針

市単独での解決が困難な課題解決を図るため、広域的行政課題への取組を共同で行うとともに、連携・協力による適切かつ効果的な事業の推進を図ります。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
広域的行政課題の共有と連携推進	広域的行政課題に対する情報共有を図りながら、連携のとれた取組の実施を推進します。	関係各課
構成自治体及び事務局との連携強化	一部事務組合及び広域連合の円滑な運営を図るため、構成自治体及び組織事務局との連携を強化します。	関係各課

施策の展開

5-4-2 国・県との連携強化

取組方針

国・県との情報共有を強化しながら、高度な行政需要への対応に取り組めます。

取組内容

取組	取組の概要	主管課
国・県との連携の推進	高度なインフラ整備や広域的な課題に対応するため、国・県との連携を推進します。	企画課 関係各課
人事交流等の促進	県との人事交流や職員の研修派遣により、職員の政策形成能力や行政運営能力の向上を図ります。	総務課